

「多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業 実施方針等」に関する質問への回答(第1回)

平成16年10月18日から同22日までに受け付けた、「多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業 実施方針等」に関する質問への回答を項目順に整理して記述してあります。回答は現時点での考え方を示したものであり、今後の意見招請等により変更する可能性があります。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答
			第1	1	(2)	(3)			
1	PSCの公表について	実施方針	第1	1	(2)			特定事業選定に際しVFMだけでなくPSCも公表されるのでしょうか。	都の方針に基づき、特定事業選定において、VFMの縮減率を公表予定です。
2	対象となる公共施設の 種類	実施方針	第1	1	(2)			「病院施設及びその附帯施設」とありますが、「附帯施設」に職務住宅、宿舎(ゲストハウス)、家族宿泊施設はふくまれますか。	実施方針第1, 1(2)での対象となる公共施設の種類のなかには職務住宅、宿舎(ゲストハウス)、家族宿泊施設が含まれます。ただし、病院計画地とは別の場所になります。(P27参照してください)
3	2つの医療施設の一体的整備に関する医療法上の制限、解釈	実施方針	第1	1	(5)	エ	(イ)	「小児総合医療センターについては、(中略)多摩広域基幹病院と(中略)隣接する一体的な施設として整備する。」とありますが、両施設の一体的整備、(諸室、諸設備の共用の程度等)について医療法上の制限、解釈等についてのガイドラインは示されるのでしょうか。 (相互動線の可否、境界壁・扉の設置、ライン引き等施設境界の明示方法等) また、法解釈上のリスクはどのように分担されますでしょうか。	施設の共用化部分については、募集要項公表までに一定の基準を提示する予定です。
4	職務住宅、ゲストハウス等	実施方針	第1	1	(5)	エ	(エ)	実施方針3ページに職務住宅、医師招聘ゲストハウス、家族宿泊施設を整備するとありますが、第2 業務要求水準2施設の建設業務(病院施設総論)2ページの『設計業務の対象』、および同28ページの『建設業務』に明記されていません。これらは本PFI事業には含まれないと考えてよろしいでしょうか。また120,000㎡にはこれらの延べ面積を含まないと考えてよろしいでしょうか	職務住宅、ゲストハウス及び家族宿泊施設の建設業務は本PFI事業の対象になります。詳細については、今後職員宿舎の要求水準書(案)で提示する予定です。なお120,000㎡には質問内容の建物は含まれません。
5	本事業の対象施設	実施方針	第1	1	(5)	エ	(エ)	記述にある「緊急登院対応や研修医向けの職務住宅」「医師招へいのための宿舎(ゲストハウス)、患者・家族支援のための家族宿泊施設」は全て、本PFI事業の対象施設と解釈してよろしいでしょうか。お教えください。	ご理解のとおりです。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答
6	共同利用に関して	実施方針	第1	1	(5)	エ	(オ)	施設等の共用化、および共同利用する部門や医療機器類について、現時点で想定されるものについて、可能であればお知らせください。また、10月15日の説明会にて、共同利用の範囲について事業者より提案されたいとお話でしたが、提案に際しては、厚生労働省や東京都関係部署との協議が必要になると考えられます。自主的に打合せを行っても差し支えありませんでしょうか。ご指示ください。	一定の基準以外のさらなる共用化は事業者提案とします。自主的な打ち合わせ等は、行っていただいて差し支えありません。
7	実施方針	実施方針	第1	1	(5)	エ	(オ)	(オ)の記述に「施設等の共用化を図る」又「両病院はもとより」の記述より、医療法上、厚生労働省との協議がなされたと思われま。その内容、制限等の詳細をお知らせください。	(質問No3参照)
8	特定事業の選定に関する事項	実施方針	第1	1	(5)	エ	(カ)	神経難病医療センターの整備時期については、「多摩広域基幹病院(仮称)及び小児医療センター(仮称)整備事業」に含まれる可能性はありますか。	神経難病医療センターの整備については、含まれません。
9	キャンパス内他施設の整備に関して	実施方針	第1	1	(5)	エ	(カ) (キ)	記述にある「神経難病医療センター」「府中療育センター」「神経科学総合研究所」「府中看護専門学校」についての整備、及び整備に関する協議等について、本PFI事業の対象となる範囲についてお教えください。	本PFI事業の対象は「多摩広域基幹病院」と「小児総合医療センター」です。
10	新病院・府中病院・清瀬小児病院・八王子小児病院・梅ヶ丘病院のデータの公表	実施方針	第1	1	(5)	エ		府中病院・清瀬小児病院・八王子小児病院・梅ヶ丘病院の診療及び収支の実績について、過去の経営実績を開示していただけますでしょうか。	既存病院の決算や診療科別の収入状況はそれぞれの事業概要に掲載されており、都庁第一本庁舎3Fの都民情報ルームで閲覧できます。
11	本事業の目的	実施方針	第1	1	(5)	エ		「本事業」は(ア)及び(イ)にある整備が対象であり、(エ)から(キ)にある各施設整備の考え方は、多摩メディカル・キャンパス全体を一体的に計画する観点で示されているものと存じます。「本事業」の定義が不明瞭になることから、キャンパス全体の基本整備の考え方によれば(エ)から(キ)にある整備が今後の計画及び検討課題である、というように別立てでお示しください願えませんか。	(ア)から(オ)までが本事業整備の基本的考え方であり、(カ)及び(キ)は本事業以外の施設の整備について、基本的な考え方を示したものです。
12	多摩広域基幹病院 / 小児総合医療センター2施設の開院時の病棟稼働について	実施方針	第1	1	(5)	オ		10/15実施方針説明会で開設時の病棟全床オープン(多摩広域基幹病院:750床、小児総合医療センター:600床)、傾斜開設(段階的オープン)は未定との説明が有りましたが、運営業務における人員計画、設備計画への影響が想定されます。今後の検討課題かとは存じますが、提案段階での未確定は運営計画及びコストへの影響が懸念されます。決定時期をご教示願います。	複数年にわたる段階的な開設を行わない方向で検討しています。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答
13	病院経営支援業務	実施方針	第1	1	(6)	ア	(イ)	ア病院経営支援業務(イ)病院経営支援業務の内容について、具体的な事例にてご指示ください。	医療サービスの効率的な提供と質の向上を図るため、開設準備期間より委託業務の範囲外である医療行為部分も含めた業務プロセスの最適化について助言を行っていただくことを考えています。
14	病院経営支援業務における民間事業者の経営参加	実施方針	第1	1	(6)	ア		病院経営支援業務において、民間事業者の経営参加は有りうるのでしょうか。あるとすれば、その範囲についてはどのようにお考えでしょうか。	医療行為部分も含めた業務プロセスの最適化への助言を通じ、事業者の経営参画を考えています。ただし、最終の経営判断は当然のこととして都が行います。
15	事業内容	実施方針	第1	1	(6)	ア		「ア 病院経営支援業務」については、多摩広域基幹病院及び小児総合医療センターの病院経営に関して、一定額の収益等を事業者が保証をするものではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりで、保証するものではありません。
16	医療作業業務	実施方針	第1	1	(6)	イ	(ウ)	イ医療支援業務(ウ)医療作業業務について具体的な事例にて作業内容をご指示ください。	要求水準書(案)第2-6-1(2)(3)-ア診療技術支援業務に記載しております、(ウ)医療作業業務の業務区分をご参照ください。
17	事業内容について	実施方針	第1	1	(6)	イ	(ウ)	医療作業業務とは医療行為の補助業務と考えればよいのか。 具体的な業務の内容はどのようなものか。	(質問No16参照)
18	実施方針 P5	実施方針	第1	1	(6)	エ		調達関連業務内の薬剤・診療材料について、応札時に15年分の費用を都側に提示する必要があるでしょうか。又、受注後はその金額に縛られることになりませんか。	事業者が調達事務に関する助言、支援を行い、調達金額は都が精算する「調達代行」にするか、事業者が一定金額の委任を受けて調達する「一括調達」にするかについては、応募者によってノウハウが異なると考えられるため、応募者の提案によりたいと考えています。 後者の場合、委託費は基本的に入札額で固定となります。ただし、物価の変動などコントロール不可能な変化については、金額を改定するメカニズムを導入する予定です。
19	事業内容	実施方針	第1	1	(6)	エ		医療機器の調達に関し、既存病院からの機器の継続利用可能性はあるのでしょうか。その場合、具体的に利用する機器のリストは頂戴できるとの理解で宜しいでしょうか。又、当該機器の移動/据付は都又は事業者何れの所掌となるのでしょうか。	継続利用は行う予定ですが、機器項目につきましては検討中です。 現病院から移設した医療機器の中央管理も事業者の業務範囲としております。ただし、既存病院として契約済みのメーカーによる定期メンテナンス等の費用は当然、事業者負担とはなりません。(関連:質問No42) 移動、据付は都が行うことを想定しています。
20	事業内容	実施方針	第1	1	(6)	エ		「エ 調達関連業務」については、本項に記載する備品等の調達に関して、その調達価格及び条件について事業者が責任を負うものではないと理解してよろしいでしょうか。	少なくとも診療材料、薬剤、医療機器につきましては責任を負っていただく方向で検討しております。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所						質問	回答
			第1	1	(6)	エ オ				
21	事業内容について	実施方針	第1	1	(6)	エ オ			エ・オについて エ・オについては「別途要求水準作成中」とのことであるが、 1) 調達関連業務 2) 情報管理関連業務 3) 宿舍の要求水準などについての公表時期はいつ頃か。	募集要項公表までに公表する予定です。
22	事業者が開発・整備する情報システムについて	実施方針	第1	1	(6)	オ			オ 情報管理関連業務 に(ア)病院情報システムの開発・整備業務(基幹システムは除く)とありますが、都が開発・整備する情報システムと、事業者が開発・整備する情報システムは具体的には何でしょうか？ また事業者が開発・整備する情報システムは基幹システムとのデータ連携(繋ぎ込み)を行うと考えてよろしいでしょうか。	募集要項公表までに公表する予定です。
23	病院情報システムの全体像と分担について	実施方針	第1	1	(6)	オ			「病院情報システムの開発・整備業務(基幹システムは除く)」とありますが、都の整備するものと事業者の整備するものを詳細にご提示願えますか。	募集要項公表までに公表する予定です。
24	病院情報システムの開発・整備業務について	実施方針	第1	1	(6)	オ			事業内容における情報管理関連業務に関しまして、病院情報システムの開発 整備業務において、基幹システムは除くと記載されておりますが、事業期間(15年間)、基幹システムは別契約で整備されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	周辺影響調査	実施方針	第1	1	(6)	カ	(エ)		周辺影響調査が必要な周辺とは事業者が任意に設定して良いのでしょうか。都が求める調査範囲があれば、御教示下さい。	建設業務遂行において必要とされる調査を実施してください。なお、建設前・後及び建設中の近隣周辺関係の調査・対策は重要です。都として求める範囲はございません。
26	電波障害調査	実施方針	第1	1	(6)	カ	(オ)		電波障害調査が必要な周辺とは事業者が任意に設定して良いのでしょうか。都が求める調査範囲があれば、御教示下さい。	ご理解のとおりです。事業計画内容により調査対象範囲も変化しますので、適宜ご判断ください。
27	VE提案について	実施方針	第1	1	(6)	カ			事業内容のうち、施設の設計及び関連業務について、「ソフト体制」の充実協議を前提としたVE提案等の可能性についてご教授ください。	BPR(業務改善)提案として評価の対象とすることを予定しています。
28	施設メンテナンス業務	実施方針	第1	1	(6)	キ	(イ)		施設メンテナンス業務には大規模修繕や更新は含まれず、契約期間中に必要となる大規模修繕・更新は東京都において実施されるとの理解でよろしいでしょうか。 その場合、施設メンテナンス業務の範囲についての考え方をお示し願います。	事業期間内に病棟などの病院機能の休止を伴うような大規模修繕が発生しない施設の建設を求めており、大規模修繕は事業者の業務範囲に含めておりません。大規模修繕以外の都の指示による修理修繕は事業者の業務範囲となりますが、費用は軽微なものを除き、都が負担する方向も含めて検討中です。
29	事業内容	実施方針	第1	1	(6)	キ			病院施設等の維持管理業務に関し、事業期間中の大規模修繕は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	(質問No28参照)

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所						質問	回答
30	特定事業選定にあたって	実施方針	第1	1	(6)	キ			キについて 施設メンテナンス業務とは具体的にどのような業務が含まれるのか。 その業務範囲はどのようになっているか。	要求水準書(案)第2-6-1(2)-キ-イ)施設メンテナンス業務の業務区分をご参照ください。
31	病院施設の大規模修繕	実施方針	第1	1	(6)	キ			事業の内容に、施設の大規模修繕は含まれるのでしょうか。	(質問No28参照)
32	利便施設	実施方針	第1	1	(6)	ク			「理髪店等」とありますが、売店・レストラン・理髪店以外に都が求める施設はないと考えて宜しいでしょうか。	他の利便施設としては、各種自動販売機(花、飲料、食料など)、コインランドリー、テレビ付き床頭台、ATMなどの都立病院としてふさわしく、患者利便に資するものを想定しています。
33	利便施設	実施方針	第1	1	(6)	ク			売店・レストラン・理髪店の規模等要件があればご教授下さい。	今後、要求水準書(案)の中で提示していきます。
34	利便施設運営業務について	実施方針	第1	1	(6)	ク			売店、レストラン、理髪店等の運営業務はどの程度を想定しているのでしょうか。	今後、要求水準書(案)の中で提示していきます。
35	その他業務について	実施方針	第1	1	(6)	ク			「その他業務」について要求水準書に記載がありません。要求水準をご提示願います。	募集要項公表までに公表する予定です。
36	参考資料の公表	実施方針	第1	1	(6)				病院経営支援業務、および利便施設運営業務の計画立案のため、以下に挙げるような資料があれば公表していただきたい。 ・新病院の想定職員数(公共側) ・新病院の事業収支計画 ・既存病院の決算書 ・既存病院の診療科別の収支状況 ・既存売店レストラン等の収支状況 ・既存売店レストラン等の業務委託先名簿	新2病院の想定職員数は、現在4病院の常勤と非常勤合わせた約2000人のプラスマイナス10%程度と考えています。内訳については、現病院の事業概要(都庁第一本庁舎3Fの都民情報ルームで閲覧可能)や病院のホームページから参照願います。 また、既存病院の決算状況と診療科別の収入状況も事業概要に掲載しています。
37	引越業務	実施方針	第1	1	(6)				既存病院から新設病院への引越業務は含まれないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	病院経営支援業務と経営支援報酬	実施方針	第1	1	(6)				「経営支援報酬は、病院経営支援業務の対価として位置けられ、固定分に加えて病院全体収支の改善額の一定割合をインセンティブとして加算を検討」との記載があるが、基本となる年度の病院が立案するところの「事業計画」の立案の際から事業者の経営支援業務担当がタッチし承認しない限り、基本の目標設定、改善金額目標を確立出来ないのではないか？	経営支援業務は、開設準備期間から開始いただくことを考えています。
39	事業内容	実施方針	第1	1	(6)				「附帯施設」における事業者の業務をお示しください。	建設業務と分教室の清掃などの施設等維持管理を想定しています。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所				質問	回答
40	各種移行支援業務	実施方針	第1	1	(6)		事業内容(範囲)について、現病院から新病院への各種移行支援業務は含まれないのでしょうか。	今後、要求水準書(案)の中で提示していきます。
41	駐車場管理業務	実施方針	第1	1	(6)		事業内容(範囲)について、駐車場管理業務は含まれないのでしょうか。	駐車場管理業務は事業者の業務範囲に含まれません。
42	機器の管理・保守範囲	実施方針	第1	1	(6)		事業内容(範囲)について、選定事業者が管理・保守する機器はどの範囲までなのかご教示願いたい。都側で整備される機器があるとするならば、範囲に含まれるのか。	医療機器の管理・保守点検業務は、MEセンターでの病院側臨床工学技士との協働を想定しております。従ってどちらが整備した機器かに関わらず、中央管理機器の保守管理や搬送を最低限とし、各部門管理の医療機器は故障時や不具合時の一次対応等を業務範囲としています。 具体的な機器名は募集要項公表時に公表する予定です。
43	事業に必要とされる関連法令等	実施方針	第1	1	(7)		事業に必要とされる関連法令等において、土壌汚染防止対策や地下埋設物に関する法令等については、どのようにお考えでしょうか。	土壌汚染防止対策や地下埋設物に関するものなどの本事業の実施に当たり必要とされる関係法令等を遵守いたします。
44	実施方針 P6	実施方針	第1	1	(8)		「地元企業の育成や地域経済の振興にも配慮することが期待される」ことを強く事業者希望する場合は審査の点数配分を高目に設定願います。	審査基準については、今後審査委員会で検討していきます。
45	現状の都の委託業者の扱い	実施方針	第1	1	(8)		現在都が委託している業者のリストを提示願えません。また、これらの業者の扱いに特に制約はないものと考えてよろしいでしょうか。	個々の入札経過(検索又は閲覧時から、概ね15ヶ月前までは可能)について、建物維持管理・洗濯業務等の財務局契約については、財務局ホームページや閲覧コーナー(契約第二課)で、またそれ以外の病院契約については、各々の病院において確認できます。業者の扱いに関しては特に制約はありません。
46	地域経済の発展	実施方針	第1	1	(8)		「地元企業の育成や地域経済の振興にも配慮する」とは、具体的にどのようなことでしょうか。	第2業務要求水準 6運営業務 (1)総論P16に記載しています。
47	地域経済の振興数値設定	実施方針	第1	1	(8)		地域経済の振興においては、「地元企業の育成や地域経済の振興にも配慮すること」とあるが、特に努力目標の数値等は設定されているのか。	審査基準については、今後審査委員会で検討していきます。
48	事業スケジュールについて	実施方針	第1	1	(11)	オ	事業スケジュールにおいて、事業者の決定、事業契約の締結が平成18年中とありますが、平成18年度中が正ではないでしょうか。	事業者の決定、事業契約の締結は平成18年中に行う予定です。
49	事業スケジュールについて	実施方針	第1	1	(11)	カ	事業スケジュールにおいて、開設は平成21年度末とありますが、都として施設の完成から開業までの準備期間はどの程度必要と考えていますでしょうか。	事業者からの提案にもよりますが、概ね約3ヶ月程度の準備期間を考えています。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所						質問	回答
50	実施方針 P6	実施方針	第1	1	(11)				実施方針等の説明会で都職員が実施方針に記載しない内容を説明したことについては改めて書面にて公表願います。	説明会で説明した内容の主要な部分については、募集要項公表までに公表する予定です。
51	事業スケジュール	実施方針	第1	1	(11)				事業スケジュールにおいて、入札参加資格の確認結果通知から入札応募書類受付までの期間はどのくらいを予定されていますでしょうか。	概ね6ヶ月程度を予定しています。
52	事業スケジュール	実施方針	第1	1	(11)				事業スケジュールに関し、提案書類の締切りは、いつ頃を想定されていますでしょうか。	現時点では、平成17年12月頃を想定しています。
53	事業スケジュール	実施方針	第1	1	(11)				平成18年中に事業契約の締結、平成21年度末開設となっていますが、設計・建設期間として3年程度しかなく、かなり厳しいスケジュールとなります。十分な工期の確保をお願いします。	現時点では、平成18年1月頃と想定される落札者決定後、基本協定の締結を考えており、この段階から設計協議等を行っていく予定です。
54	選定手順	実施方針	第1	2	(2)	ア			「コスト算出による定量的評価」とありますが、事業提案の上限価格を募集要項において提示されますか。	少なくとも参考数値としての参照価格を適切に区分した分野ごとに(初期投資、調達等々)提示することを検討しています。
55	総合的評価	実施方針	第1	2	(2)	エ			総合的評価の具体的方法(審査基準、配点、評価点の算出方法等)をお示しください。	評価の考え方については、募集要項公表までに公表予定です。実施方針説明会で、ご説明したとおり、質と価格では、価格だけでなく質を重視することを考えています。また、質としては実施方針「第2 1 (1) ア」に示す点を重視した審査することを考えています。
56	選定手順	実施方針	第1	2	(2)				ア～エの手順により客観的評価を行い、評価結果を公表する、とありますが、この評価については誰が行うのでしょうか。また、公表結果に関して質問や異議がある場合はどのようにしたらよろしいでしょうか。	事業を実施するかの判断は都が行います。
57	選定手順について	実施方針	第1	2	(2)				一次審査の結果／得点は、二次審査に影響／キャリアオーバーされるのでしょうか。	キャリアオーバーは行いません。
58	VFM、PSCの公表について	実施方針	第1	2	(3)				VFM、PSCについては公表されるのでしょうか。また、公表されるとしたら、その時期はいつ頃をお考えでしょうか。	(質問No1参照)
59	提出書類の取扱い	実施方針	第1	2	(3)				「本事業に関する報告等のため、都が必要な場合には、応募提案書類の内容を無償で使用できるものとする。」との記載がありますが、応募提案書類の内容のうち事業者固有のノウハウに関わる部分を外部に公表する際には、事前に事業者の確認及び連絡をして頂けますでしょうか。	事前に事業者の確認及び連絡をする方向で考えています。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答
			第1	2					
60	特定事業選定にあたって	実施方針	第1	2				特定事業選定に向けて、PSCが公表される予定はあるか。	(質問No1参照)
61	職員数	実施方針	第1					病院の所属部署ごとの予定職員数を明示していただけますでしょうか。	現在4病院の常勤と非常勤合わせた約2000人のプラスマイナス10%程度と考えています。 内訳については、現病院の事業概要(都庁第一本庁舎3Fの都民情報ルームで閲覧可能)や病院のホームページから参照願います。
62	東京都の意思決定体制について	実施方針	第1					優先交渉決定後のSPC側の体制は当然必要になると考えますが、東京都側の意思決定の体制を明示していただくことはできますでしょうか。特にSPCと病院経営本部、SOCと2つの病院の関係者との打合せなどをどのように進められる予定か教えてください。	①医療機器の選定、医薬品や診療材料の決定など → 病院院長が決定 ②組織、定数、予算、人事など → 総務局、財務局が関与 SPCとの打ち合わせについては、病院経営本部及び病院関係者と進める予定です。
63	事業者に求めるものについて	実施方針	第2	1	(1)	ア	(イ)	事業者は病院経営に対する適切な助言を行うこととありますが、都と事業者の間で、経営に関して定期的に意見・検討する委員会等を設けることを想定されているのでしょうか。	パートナーシップという考え方に基づいて、ご指摘の点についても積極的に取り組む方向で考えており、具体的方法については応募者からの提案を求め、評価したいと考えています。
64	事業者に求めるものについて	実施方針	第2	1	(1)	ア		ここで求められている要件以外にも、例えば「東京都の競争入札参加資格者」などの参加資格要件があるのでしょうか	参加資格要件はあります。募集要項公表までに公表予定です。
65	事業者に求めるもの	実施方針	第2	1	(1)	ア		事業者に求める能力として、「経営を鑑みたくて、調達するサービス及び物品の質とコストのバランスを図る能力」が明示されておりますが、それ以外に「病院経営に対する適切な助言を行う能力」が求められております。 これについては、助言レベルでよいのか、助言した内容の実行力も含まれるのかで、事業者側の用意する人員及びコンサルに求められる能力が変わります。 例えば、地域連携のためのプロモーション、経営管理システムの導入、医療の質向上のための情報収集や指標の管理、経営改善のための診療科の見直しといった経営企画、等については、どの程度の関与を求められるのでしょうか。	原則として医療行為部分に対する助言に関しては、都側の実行に対する支援が、事業者自身の業務範囲に関しては実行自体ができることを期待しています。ただし、これらの行為には当然のことながらコストがかかりますので、実行支援あるいは実行に係る人員体制等についての最終的な判断は、コスト対効果になると考えています。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所				質問	回答
66	事業者の募集及び選定について	実施方針	第2	1	(1)	ア	事業者に求められる役割としてPFI事業の統括及び病院経営についての助言とある。しかし実際の事業者選定の際にはノウハウ・マネージメント手法はあっても経験及び実績が乏しい場合も考えられるが、これまでの受注実績は審査の対象となりうるか。	評価の考え方については、募集要項公表までに公表予定で す。評価の方法として、実績は評価対象とすることを考えて います。ただし、特定の個人に全ての能力を備えていただき たいとは考えていません。経営チームとして評価することを考 えています。
67	入札参加資格	実施方針	第2	1	(2)	アイ	募集要項公表後1カ月程度で一般競争入札参加資格の確認を行うとありますが、1カ月程度では応募者側にとって準備期間が足りない可能性があります。事前に募集要項(案)等を示してもらえませんか。	既に公表している要求水準書(案)のように、検討中の資料 ではありますが順次公表していきたいと考えています。
68	事業者の入札参加資格について	実施方針	第2	1	(2)	イ	①入札参加者の参加並びに参加資格に関して、何らかの具体的な要件はございますか。②もし、おありであれば、その詳細はいつ公表いただけますか。	(質問No64参照)
69	事業者の入札参加資格について	実施方針	第2	1	(2)	イ	①日本総合研究所主催の説明会や、東京都主催の実施方針説明会にて言及されていたサービスプロバイダーについて、実施方針では触れられていませんが、サービスプロバイダーとして、何らかの具体的な要件はございますか。②もし、おありであれば、その詳細はいつ公表されるのでしょうか。	公表されている実施方針第2 1 (1) アに考え方を示して います。さらに具体的な内容については、募集要項公表ま でに公表予定です。
70	一般競争入札参加資格確認における面接審査について	実施方針	第2	1	(2)	イ	入札参加資格確認時に、面接審査がありますが、これは病院経営支援業務等を事業者の中心となって担う人物の面接審査と考えてよろしいでしょうか。	評価の考え方については、募集要項公表までに公表予定 で す。入札参加申請書類についてのヒアリングの際、経営チ ームとして評価するため、担当者の面接審査を行うことを考 えています。
71	面接審査の事業者側対応者について	実施方針	第2	1	(2)	イ	面接審査とありますが、具体的に誰を対象としたもののでしょうか。また、これは(イ)入札参加申請書類についてヒアリングと同じもののでしょうか。	(質問No70参照)
72	面接審査の内容について	実施方針	第2	1	(2)	イ	書類審査に関する内容は、(ア)～(エ)に記載されていますが、面接審査に関する内容(要項及び審査基準)は記載されておりません。「第2 1 (1)ア」に示す点に重点を置いた能力審査を行うとありますが、仮に、平成17年3月下旬予定の入札公告時に面接審査に関する要項及び面接審査に関する審査基準が提示されても、約2ヵ月間では、十分な対応ができないと考えます。面接審査に関する要項及び審査基準の公表について予定の有無及び公表の時期について回答願います。	(質問No70、67参照)

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答
73	一般競争入札参加資格確認等の実施	実施方針	第2	1	(2)	イ		「第2 1.(1) ア」に示された内容に重点を置いた能力審査とありますが、参加資格確認において具体的にどのように審査されるのでしょうか。その明確な基準をご提示頂けませんでしょうか。	評価の考え方については、募集要項公表までに公表予定で す。業務遂行能力として、経営体制、業務プロセス再編の考 え方、危機対応能力等を確認することを考えています。 また、経営支援の能力、業務の質を保つ能力も確認するこ とを考えています。
74	一般競争入札参加確認等の実施	実施方針	第2	1	(2)	イ		事業者を構成する際、代表企業及び構成企業等の制限に関する基準があるのでしょうか。	一定の制限を設けます。募集要項公表までに公表予定で す。
75	一般競争入札参加資格確認について	実施方針	第2	1	(2)	イ		入札公告・募集要項の配布後一ヶ月程度で一般競争入札参加資格確認等が実施され、申請書類の内容によって事業者を選定する場合は、準備期間が短いと危惧されますので、事前に審査事項を含めた様式等の公表願います。	(質問No67参照)
76	一般競争入札参加資格	実施方針	第2	1	(2)	イ		一般競争入札参加資格として必要な条件をお示し願います。 入札公告から資格確認の期間が短いため、公告前の提示を希望します。	評価の考え方については、募集要項公表までに公表予定で す。「第2 1 (1)ア」に示す点についての事業者の能力を みるために経営体制、業務実施方法についての提案を審査 することを考えています。
77	書類審査の概要	実施方針	第2	1	(2)	イ		書類審査について、説明会では実施能力及び体制を重視されると伺いましたが、現時点で想定される範囲でその構成、内容及びボリューム等より具体的にご教示願えますでしょうか。	評価の考え方については、募集要項公表までに公表予定で す。
78	面接審査の概要	実施方針	第2	1	(2)	イ		面接審査の方法や内容について、現時点で想定される範囲でより具体的にご教示願えますでしょうか。	(質問No70参照)
79	SPCの資格取得	実施方針	第2	1	(2)	イ		医療機器等の調達、薬剤販売の許認可について、SPCとして取得が必要か、もしくは協力企業が資格を保有していれば良しとするか。	どのような調達を行うかのご提案によると考えます。SPCが一 括納入する形態でなければ、協力企業で構わないと考えま す。
80	特定事業選定にあたって	実施方針	第2	1	(2)	イ		出資者が確定していない場合、中核企業1社のみでの申請は可能か。	事業者に求める要件が備わっていれば、中核企業を構成す る企業数は問いません。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所				質問	回答	
81	WTOの適用について	実施方針	第2	1	(2)	イ～エ	WTOが適用されると、二次審査不可、入札後交渉原則不可と理解しているが、一部に「PFIによる交渉権者の選定は、直接の契約行為とは見なされない。よって、入札書の書き換え禁止条項は適用されず、仮に契約行為と見なされても再入札が制度化されており、交渉は違法ではない。」との解釈も存在します。現状は総合評価方式(一般競争入札)と謳いながらも落札者を決めた後で「交渉」しているケースは散見しますが、これらは交渉自体が地方自治法に抵触し、かつWTO適用時にはルール違反となる可能性もあります。12日の説明会においてWTO適用、総合評価方式(一般競争入札)適用との説明がありました。二次審査以降の優先交渉権者との交渉、場合によっては入札書の書き換えが可能であるか改めて説明頂きたい。総合評価一般競争入札の実施とあるが、契約内容の詳細事項については、優先交渉権者の選定後に、都と民間事業者とで協議できるものと理解しても良いのか。	実施方針の説明会でご説明したとおり、本案件は「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」が適用される内容であることから入札により行います。ただし、地方自治法施行令の定めに従った手続きを経て、価格のみで事業者選定を行うことは適切でないという学識経験者による判断を得ていることから総合評価一般競争入札により行うこととなります。ご質問については、質問者の指摘する「入札書」を、価格そのものの入札書とその価格の根拠である応募者提案にわけて議論する必要があります。価格については変えることが出来ません。応募者提案については、入札において求めていることは要求水準を達成することであり、要求水準を達成するための仕様(方法)は事業者任せられているという意味です。	
82	プレゼンテーション	実施方針	第2	1	(2)	ウ	(イ)	応募書類についてヒアリングを行うとありますが、プレゼンテーションを実施することは想定されているのでしょうか。ご教授下さい。	現時点では想定しています。
83	総合評価一般競争入札の実施	実施方針	第2	1	(2)	ウ		総合評価一般競争入札の場合、プロポーザル方式と違い契約交渉、契約内容の変更についても基本的に不要、不可能になるかと考えられますが、このように事業者側の提案に関わる部分が多い事業で、事業者選択の適切な方法論といえるでしょうか。もし適切な方法論であるならば、事前に必要な情報を全て提示して頂けますでしょうか。	東京都が実施する本案件については政府調達協定が適用されますので、随意契約である公募プロポーザルは採用できません。総合評価一般競争入札にて行います。既に公表している要求水準書(案)のように、検討中の資料ではありますが順次公表していきたいと考えています。
84	評価の内容	実施方針	第2	1	(2)	ウ		総合的な評価の方法について、大枠では事業範囲が複雑多岐にわたる上、要求水準を個別具体的に明確にして競争条件を一律にすることが極めて困難なパッケージであると理解しています。競争性を担保しながら公平な入札を実施されるにあたり、より具体的な評価に対する考え方や評価方法の方向性についてご教示願えますでしょうか。	(質問No55参照)
85	評価の方法	実施方針	第2	1	(2)	ウ		総合的な評価の方法について、定量評価と定性評価の配分はどのようにお考えでしょうか。	遅くとも募集要項公表時には定量評価と定性評価との配分について明示致しますが、現時点では価格だけでなく質を重視した審査をすることを考えています。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所				質問	回答
86	評価の方法	実施方針	第2	1	(2)	ウ	総合的な評価の方法について、運営維持管理段階の定量評価はどのようにお考えでしょうか。例えば定性評価に含んで評価するような際には、定量部分が占める割合につき現時点での想定をお聞かせください。	運営段階のコストについては、要求水準と適切に分割した単位での参照価格を提示することで、都としてのメッセージが誤解無く伝わることを前提として、特に価格の点について初期投資と運営段階のコストに大きな扱いの差を設けることは、現時点では考えておりません。
87	特定事業選定にあたって	実施方針	第2	1	(2)	ウ	総合評価一般競争入札の時点での応札メンバーは出資者全員、中核企業単独、SPSや協力企業までのうち、どの程度が考えられているのか。	実施方針第2 1 (1) アに示すことを満たす応募者を審査対象とすることを考えています。つまり、中核企業と、必要に応じて中核企業をサポートする企業を審査対象とすることを考えています。提案書作成のために協力企業の協力を得ることは可能ですが、審査時点で確定していなければならないものではありません。
88	特別目的会社	実施方針	第2	1	(2)	エ	募集要項において設立を求められている特別目的会社について、現時点で想定される出資要件や制限等より具体的な内容をご教示願えますでしょうか。	募集要項公表までに公表する予定です。中核企業が協力企業をマネジメントできるような構成になっている会社であることを求めることを考えています。
89	選定スケジュールについて	実施方針	第2	1	(2)		本事業の規模・業務内容等を考えると、入札公告・募集要項の配布から資格審査実施まで1ヵ月程度の期間では、作業・検討期間として、不十分と考えます。全ての入札公告・募集要項が発表されてから、資格審査までの期間を6ヶ月程度に延長して頂けますでしょうか。	ご指摘のとおり、資格審査は入札公告後1～2ヶ月の期間で実施することとなります。現時点では、資格審査の内容について公表していないことから、この期間で準備できるか否かについてご理解頂くことは不可能と考えます。資格審査基準案について、募集要項公表までに公表予定ですので、そちらをご呈示してから回答させていただきたいと考えています。
90	アドバイザーの業務範囲	実施方針	第2	1	(3)		アドバイザーの業務範囲を教えてください。	PFI事業者公募支援全般です。
91	職員の在籍期間	実施方針	第2	2	(1)		提案時点でのSPC側のマネジメントスタッフは運用後も在籍する事が条件となっているが、病院経営本部の職員についても交渉から開院以降、一定期間病院側スタッフとして在職する事が可能なのか。	職員の職種や担当業務により、在職期間が異なる状況にあります。
92	一般競争入札参加資格確認	実施方針	第2	2	(2)	イ	資格審査を受けた応募者の構成員が、総合評価一般競争入札における入札応募書類の提出期限以前に指定停止等に該当する場合となったときは、応募者の構成員の変更を認めていただけるのでしょうか。	ご指摘のとおり資格審査は入札公告後1～2ヶ月の期間で実施することとなります。現時点では、資格審査の内容について公表していないことから、この期間で準備できるか否かについて御理解頂くことは不可能と考えます。資格審査基準案について、募集要項公表までに公表予定ですので、そちらを提示してから回答いたします。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所				質問	回答
93	責任分担の考え方	実施方針	第3	2	(1)		「都が責任を負うべき合理的な理由がある事項を除き、原則として事業者が負うこととする」という表現には、事業者にとって過度な負担が含まれると考えます。同文前段の「当該リスクを最もよく管理できる主体がリスクを適正に分担する」ことを前提にすれば、事業者が負担するリスクは事業者が最もよく管理できるリスクに限られる旨お示し願えませんかでしょうか。	事業者が負担するリスクは、事業者がもっともよく管理できるリスクに限られるとの点をご理解のとおりです。 具体的には、①事業者の責めに帰すべき事由、②都と比較し、事業者にリスクの顕在化をより小さな費用で防ぎ得る対応能力が認められる事由、③都と比較し、事業者にリスクが顕在化するおそれが高い場合に追加的支出を極力小さくする対応能力が認められる事由については、事業者が責任を負担することとなります。 上記②及び③について事業者がリスクを負担する場合、事業者のリスク分担方法としては、事業者が全て負担する方法と都と事業者が一定のルールに従い分担する方法が考えられます。(平成13年1月 内閣府「リスク分担等に関するガイドライン」より)
94	事業期間満了時	実施方針	第3	3	(5)		性能要件満足状態は、最終年度の維持管理運営業務について要求水準を満たしていれば達成できると考えて宜しいでしょうか。	性能要件満足状態は、事業期間満了時だけでなく、事業期間中継続して求めます。
95	初期性能の維持について	実施方針	第3	3	(5)		事業継続を視野に、事業満了時においても各種設備には初期性能の維持が求めるとあるが、法定耐用年数及び経年劣化についてはどのように考えればよいのでしょうか。すなわち、全設備について事業満了時を基点とした一定年数(例えば法定耐用年数)に亘る性能維持を前提としたオーバーホール又は更新費用の見込み方が不明です。	事業満了後一定期間(例えば5年間など)、性能が発揮できる状態等と設定することを考えています。
96	事業期間満了後の措置	実施方針	第3	3	(5)		性能要件満足状態の確認方法についてはどのようにお考えでしょうか	募集要項公表までに公表する予定です。
97	事業期間満了時の措置について	実施方針	第3	3	(5)		事業期間満了時に都の求める「性能要件満足状態」とは、今後、事業者選定にあたって具体的に示されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	事業期間満了時の措置	実施方針	第3	3	(5)		「性能要件満足状態」とあるが、具体的にどのような状態か。	(質問No95参照)
99	経営支援報酬	実施方針	第3	4			経営支援報酬の算定は、「固定費分に加えて病院全体収支の改善額の一定割合をインセンティブとして加算する」とあるが、具体的な考え方はいつ示されるのでしょうか。	委託費の支払いについては、募集要項公表までに公表予定です。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所				質問	回答
100	委託費等減額	実施方針	第3	4			要求水準を満たしていない場合に減額される委託費等には、初期投資に要する費用は含まれていないと考えて宜しいでしょうか。	アベイラビリティを確実に提供する誘因とするために、固定費のうち初期投資に要する費用についても減額の対象となるものと考えていますが、一方で融資による資金調達を行うことの重要性を鑑みて、優先融資による借入金部分については、減額の対象としないことを現時点では考えています。
101	光熱水費の負担方法について	実施方針	第3	4			光熱水費は原則事業者負担としていますが、これでは、料金定額の使い放題ということで省エネのインセンティブが働かないことが考えられます。(固定費+変動費)の料金体系として、省エネ・インセンティブが相互に働きやすいサービス体系が合理的と考えます。	光熱水費を事業者が負担することで、省エネによるコスト削減メリットは事業者に還元されることとなります。よって、省エネのインセンティブが働く構造と考えています。
102	経営支援報酬について	実施方針	第3	4			経営支援報酬は、病院全体収支の改善額の一定割合をインセンティブとして加算することを考えているとありますが、改善の比較対象とする事業年度はどのように考えられていますでしょうか。また、新病院開業2年次以降における対象事業年度は前年度と考えれば宜しいでしょうか。	改善の比較対象は各事業年度開始時点の計画値と考えており、計画値設定にあたっては事業者も経営支援機能の一環として一定の参画をするというフレームを現時点では考えています。
103	サービスの対価としての委託費等の支払い	実施方針	第3	4			「経営支援報酬は、病院経営支援業務の対価と位置付けられ、固定費分に加えて病院全体収支の改善額の一定割合をインセンティブとして加算することを考えている」とありますが、インセンティブの対象範囲としてはこの部分のみとなるのでしょうか。	委託費が加算されるという意味でのインセンティブについてはご理解のとおりです。この他、固定費として取り決めた部分について、要求水準を満足したうえで、コスト削減努力による事業者としての収入増というインセンティブがあるものと理解しています。
104	サービスの対価としての委託費等の支払い	実施方針	第3	4			委託期間中の病院経営が芳しくない場合、モニタリングにより事業者側が行う各委託業務の評価が高くとも、インセンティブとして働かないのでしょうか。	経営支援報酬は、事業者の業務範囲のみでなく、病院経営の改善を支援することに対する報酬として考えていますので、ご理解のとおりです。
105	経営支援報酬	実施方針	第3	4			経営支援報酬について、病院全体収支の改善額の一定割合とありますが、改善された場合とはどのような判断に基づくのでしょうか。	委託費の支払いについては、募集要項公表までに公表予定です。病院全体収支の基準額を基に評価することを考えています。
106	サービス対価としての委託費等の支払い	実施方針	第3	4			「固定費のうち初期投資に要する費用について、その一定割合については、事業者から都へ病院施設等の所有権が移転する時に支払われ、残りの初期投資に要する費用については、初期投資以外の固定費と共に運営期間にわたって分割して支払われる。」との記載がありますが、「一定割合」とは初期投資に要する費用のうち何%を想定されておりょうか。	病院建設に要する費用や医療機器などの初度備品整備に要する費用は建設終了後の施設の所有権が移転する際に合わせて支払う予定です。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所				質問	回答
107	サービスの対価としての委託費等の支払いについて	実施方針	第3	4			固定費、および変動費にそれぞれどのような項目を含めるかについては、事業者の提案の裁量範囲であると考えてよろしいでしょうか。 あるいは、募集要項により、固定費、変動費の項目については完全に規定されるものでしょうか。	基本的には、費目の性格について募集要項公表までに都としての考え方を示し、その枠組みを前提として事業者が提案するというスキームを現時点では想定しています。
108	運営維持管理段階におけるサービス対価の支払い	実施方針	第3	4			「一本化したサービスの対価」とのことですが、運営維持管理段階におけるサービス対価の減額等の影響は、同期間に分割して支払われる初期投資に要する費用に相当するサービス対価へは及ばないと理解でよろしいでしょうか。	(質問No100参照)
109	固定費と変動費の区分について	実施方針	第3	4			「都から事業者へ支払われる委託費等は、利用量や特定収益の多寡に係わらずに支払われる固定費と、利用量や特定の収益額に連動する変動費及び経営支援報酬から構成される」とありますが、その区分を明示いただけませんか。	委託費の支払いについては、募集要項公表までに公表予定です。
110	変動費の基準数量について	実施方針	第3	4			「都から事業者へ支払われる委託費等は、利用量や特定収益の多寡に係わらずに支払われる固定費と、利用量や特定の収益額に連動する変動費及び経営支援報酬から構成される」とありますが、変動費においては見積りするための基準利用量を提示していただけませんかでしょうか。	委託費の支払いについては、募集要項公表までに公表予定です。
111	利用量の変動による変動費の単価の増減	実施方針	第3	4			変動費においては、数量増の場合の単価減額や数量減の場合の単価増はあるでしょうか。また、その場合の基準をお示し願えますでしょうか。	委託費の支払いについては、募集要項公表までに公表予定です。
112	サービス対価支払方法	実施方針	第3	4			サービス対価の支払方法についてご教示願いたい。 支払い期間は毎月請求できるようにお願いしたい。	委託費の支払いについては、募集要項公表までに公表予定です。
113	経営支援報酬について	実施方針	第3	4			病院経営支援報酬の採用の可否及びその詳細についてはいつ頃決定するのか。	委託費の支払いについては、募集要項公表までに公表予定です。
114	サービスの対価としての委託費等の支払	実施方針	第3	4			経営支援報酬のうち固定費分については、病院全体収支が悪化した場合においても減額されることはないかと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	サービスの対価としての委託費等の支払	実施方針	第3	4			事業者の実施するサービスの水準が要求水準を満たしていない場合であっても、固定費のうち初期投資に要する費用については、委託費等の減額の対象にはならないものと理解してよろしいでしょうか。	(質問No100参照)

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所				質問	回答
116	サービス対価としての委託費等の支払い	実施方針	第3	4			「初期投資に要する費用については、その一定割合については、事業者から都へ病院施設等の所有権が移転するときに支払われ」とありますが、一定割合とはどの程度となりますでしょうか。また、想定されている補助金等の制度につきご教授いただきたく、よろしく願い致します。	病院建設に要する費用や医療機器などの初度備品整備に要する費用は建設終了後の施設の所有権が移転する際に合わせて支払う予定です。
117	サービス対価としての委託費等の支払い	実施方針	第3	4			「残りの初期投資に要する費用については、初期投資以外の固定費とともに運営期間にわたって分割して支払われる」とありますが、分割払いの考え方は割賦方式の考え方となりますでしょうか。また、その場合想定されている割賦金利の算定方法はどのようなものでしょうか。	委託費の支払いについては、募集要項公表までに公表予定です。
118	サービス対価としての委託費等の支払い	実施方針	第3	4			経営支援報酬は「病院全体収支の改善額の一定割合をインセンティブとして加算」とありますがペナルティは無く、運営維持管理業務等に対するモニタリングの要求水準未達減額措置があると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	医療連携の強化	実施方針	第4	1	エ		「広域基幹病院のネットワーク協議会(仮称)を立ち上げる」とありますが、事業者はこれとどのようにかわるのでしょうか。	協議会の運営は病院が行うもので、特にこのための業務は想定していません。一般管理支援業務の中で協力していただくことを想定しています。
120	多摩広域基幹病院及び小児総合医療センターの立地条件で高さ制限は無いのでしょうか?	実施方針	第4	1	(1) (2)	カ カ	多摩広域基幹病院の病床数750床 小児総合医療センター病床数600床 敷地面積52,000㎡ 建ぺい率60% 容積率200% 以上の条件であるが、階数について制限はあるのでしょうか。 事業者で決定できるのでしょうか。	特にありません。事業者の提案によるものとします。
121	地域の医療機関	実施方針	第4	1	(1)	ウ (キ)	連携を想定されている地域の医療機関について、具体的に想定している病院等があれば御教示下さい。	大学病院や多摩地域を中心とする病院や診療所などを想定しています。
122	運営理念・基本方針	実施方針	第4	1	(1)	ウ (キ)	「地域の医療機関への支援を行ない、」とありますが、多摩広域基幹病院は「地域医療支援病院」として承認を受ける予定ですか。	現時点ではその計画はありません。
123	研修医他	実施方針	第4	1	(1)	ウ (ク)	受入を想定されている研修医や学生について、具体的に想定している大学等があれば御教示下さい。	研修医等については、特定の大学に限らず幅広く受け入れていく予定です。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答
124	施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	実施方針	第4	1	(1)	ウ	[運営理念] (オ)	ボランティアなどによる社会的支援とは、具体的にどのような支援でしょうか。	現在、都立病院で受け入れている内容としては ①外来患者案内(案内、受付補助、誘導等) ②巡回図書 ③本の読み聞かせ ④入院小児の遊び相手 などが挙げられます。
125	施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	実施方針	第4	1	(1)	ウ	[基本方針] (オ)	「より良い生き方や健康生活ということを精神的な豊かさや満足度を含めて質的にとらえる」安全で快適な環境の基準は、どの様に設定されますか。	考え方は、実施方針P14に記載してあるとおりです。
126	運営理念・基本方針	実施方針	第4	1	(1)	ウ		「健診事業」などの予防、未病領域への取り組み、および「混合診療」「自由診療」に対する取り組みの基本方針をお示しください。	「健診事業」については取り組む予定はありませんが、生活習慣を背景にもつ疾病も多いことから、栄養指導や普及啓発などについては取り組む考えです。混合診療等については考えていません。
127	協議会	実施方針	第4	1	(1)	エ		想定されている「広域基幹病院のネットワーク協議会(仮称)」について、具体的に想定している構成員について御教示下さい。	病院職員と大学病院や地元医師会の代表者などを想定しています。
128	「広域基幹病院のネットワーク協議会(仮称)」について	実施方針	第4	1	(1)	エ		基本方針の中に「広域基幹病院のネットワーク協議会(仮称)」を立ち上げると記載されていますが、本業務の対象外と考えてよろしいでしょうか。今後公表される業務要求水準に記載予定であれば、現在の検討状況或いは検討方針について提示願います。	(質問No119参照)
129	実施方針	実施方針	第4	1	(1)	オ	(ウ)	既存施設のうちB館等の施設については、本計画2病院の関連機能の一部が入る又は残ると考えてよろしいでしょうか。出来ればその内容をお知らせください。	現時点では、本計画2病院の関連機能はB館等の施設には残らない予定です。
130	施設整備の考え方	実施方針	第4	1	(1)	オ	(ウ)	既存施設は、B館等とありますが、別の施設はどの施設になりますか。又活用する施設については、この事業に含まれるのでしょうか。	有効活用の対象としては、B館のほか救命救急センター棟を想定していますが、本事業には含まれません。
131	施設整備についての考え方	実施方針	第4	1	(1)	オ		(ウ)に「府中病院既存施設のうち、築年次が比較的新しいB棟等の施設については、有効活用を図ることを前提とし」とある。現在東京ERはB棟内にあるが、上記に言及されている施設に東京ERは含まれるのか。	東京ERは、新病院の施設内に整備する予定です。
132	施設整備の考え方	実施方針	第4	1	(2)	イ		診察室並びに病棟に関して特別に条件を設けた診察室・病室等を設置するのでしょうか。	今後、要求水準書(案)の中で提示していきます。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答
133	運営理念・基本方針	実施方針	第4	1	(2)	ウ	(イ)	感染管理(患者の家族・兄弟から患者へ等)に対しての特別な方針があればお示しください。	①風邪の症状のある家族または15歳以下の子どもの面会はお断りすることなどを想定しています。 ②小児の感染症は成人とはかなり異なり、たとえば成人では鼻風邪程度のRSウイルス感染でも、乳児は重症になり、胃腸炎も非常に感染しやすいこと、また、麻疹、水痘など、免疫の弱っている子どもは重症化することなどから、特別な配慮が必要となります。
134	梅ヶ丘分教室の扱い	実施方針	第4	1	(2)	ウ		梅ヶ丘病院に併設される東京都立青鳥養護学校梅ヶ丘分教室 現在約70名が通学する梅ヶ丘分教室の扱いについて、その運用はPFI外とするか？運動会・学芸会や校外学習等の行事の企画・運営についても併せて確認願います。	建設業務と清掃などの施設等維持管理は、本PFI事業で行い、それ以外の運動会、学芸会や校外学習等の行事の企画・運営などについては従来どおり都が行います。
135	施設整備についての考え方	実施方針	第4	1	(2)	カ		説明会ではNCU24床、MFICU9床と言及されたが、これは一般病床の内数と考えてよいか。	ご理解のとおりです。
136	整備対象施設の概要	実施方針	第4	1				病院経営支援業務は、多摩広域基幹病院ならびに小児総合医療センターがおかれている病院経営環境・現況の分析と、それに基づく医療提供体制のあり方に関する提言を含むものと推測します。提供する医療の内容は、「整備に当たっての基本的考え方」に示された内容を所与の条件として遵守すべきとは考えますが、分析の結果として、基本的考え方と異なる方向が発生した場合、内容の変更が協議の対象となるのでしょうか。事業者は、あくまで基本的考え方の内容の範囲中で業務を遂行すべきなのでしょうか。	業務実施にあたって、「整備にあたっての基本的考え方」を遵守いただくことは当然と考えますが、長期にわたる事業期間中に事業を取り巻く環境が変化することは十分に考えられますので、その場合には「整備にあたっての基本的考え方」についてもご助言頂くことが妥当と考えています。
137	敷地	実施方針	第4	2	(2)			当該建設予定地(52,000㎡)は敷地として分割されるのですか。	建築基準法上の敷地分割の予定はありません。
138	日影規制条件について	実施方針	第4	2	(3)			当該エリアと周辺エリアの日影規制条件をご提示ください。	病院該当敷地は第一種中高層住居専用地域です。全体敷地内のその他の地域は要求水準書(案)に示すとおりであり、概要は各々お調べください。
139	債務不履行の場合の損害賠償範囲について	実施方針	第6	1	(1)	(3)		電力供給が停止した、又は非常用発電機が正常に動作しなかった等により、入院患者が死亡したといった、人命にかかわる損害賠償について、事業者側が負うべき具体的な範囲を設定しているのでしょうか。また、(3)にある「その対価が保証される場合に限りにおいて」は、何を意味しているのでしょうか。	電力供給停止と相当因果関係が認められる限り、人命にかかわる損害賠償についても事業者が一切の責任を負担するものと考えます。 「その対価が保証される限りにおいて」とは、事業者が(3)にかかる業務を実施している期間、その対価を都が支払うことを意味しています。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所				質問	回答
140	実施方針 P19	実施方針	第6	3			当事者の責めに帰さない場合の都と事業者の発生費用に対する各々の負担割合をご明示願います。	原則は都が負担するものと考えますが、現場保全義務を全うしていただく趣旨で一定割合を事業者に負担していただくという考え方を現時点ではとっています。詳細は契約条件書(案)にて示す予定です。
141	当事者の責に帰すことのできない事由により事業継続が困難となった場合	実施方針	第6	3			「事業継続が困難となった場合」とありますが、これはどのような状況を指すのでしょうか。	震災等により施設が全壊する等、事業を継続することが事実上不可能又は事業を継続するために著しいコストを要する場合等を念頭においています。
142	補助金	実施方針	第7	2			補助金は、予算の制約から申請しても必ず交付されるとは限らない点、申請するには高度な設備が求められコストアップになる点から、活用することが望ましいか否かは、個別の判断が必要になると考えます。 このため補助金を活用するかしないかの判断は、事業者提案によると考えて宜しいでしょうか。	融資制度等を活用するかしないかは、事業者側の判断になります。
143	その他特定事業の実施に関し必要な事項	実施方針	第8	1			「平成17年都議会第1回定例会で、債務負担行為を定める」とありますが、どのような債務負担行為の設定を予定されておりますでしょうか。	建設や初度備品整備に要する費用や要求水準書(案)の業務範囲に基づき、15年間の運営を想定し積算した額を設定する予定です。
144	実施方針等に係る質問、提案の受付の記載内容について	実施方針	第8	4			「本実施方針等(要求水準書(案)、事業契約(案))に対する質問、提案がある場合は・・・」とありますが、事業契約(案)は、平成16年10月12日付にて公表されているのでしょうか。	事業契約(案)については、募集要項公表までに公表予定です。
145	その他特定事業の実施に関し必要な事項	実施方針	第8	4			「本実施方針等(要求水準書(案)、事業契約書(案))」とありますが、要求水準書(案)のうち現時点で未公表の部分及び事業契約書(案)については、実施方針等に係る質問、提案の第2回提出期間までに公表されるものと理解してよろしいでしょうか。	募集要項公表までに公表する予定です。
146	既存樹木	実施方針	配置図				計画敷地内既存樹木について自由処分か、残置、移植等の指定があるか。事業者の工事に含まれるか含まれないか。等、取り扱いについてお教え願います。	今後、既存の樹木の状況を踏まえ、可能な範囲内での樹木保存(残置、移植)の提案を求めていく予定です。
147	多摩メディカル・キャンパス配置図について	実施方針	配置図				去る10月15日の実施方針説明会において、「建設予定地(約52,000㎡)は、提案により増減がある」とのご説明でしたが、これは、どの様な意味でしょうか。	52,000㎡は、病院建設予定地の面積のおおよそを示した現在の仮定の敷地であり、今回の提案によっては、面積の増減はある程度可能になるという意味です。
148	運動場等	実施方針	配置図				図中に運動場等とありますが、使い勝手のイメージをご教示ください。	運動会、ソフトボールやサッカーなどに利用できるとともに、分教室の授業による使用も想定しています。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所				質問	回答
149	施設配置の提案の自由度	実施方針	配置図				施設配置の概要が示されていますが、外周道路の設置、府中338号線の救急車両等入口、その他施設の基本配置は提案によるものと考えてよろしいですか。	救急車両入口は条件です。外周道路の設置、その他施設の基本配置は概ねのイメージであり、提案は可能です。
150	契約締結リスク	実施方針	リスク分担表	3			議会不承認により事業契約が結べない場合には、「都の責に帰すべき事由により事業契約が結べないリスク」とされるものと理解してよろしいでしょうか。	この契約案件は議会への報告事項となっています。
151	契約締結リスクについて	実施方針	リスク分担表	3			都の責めに帰すべき事由により事業契約が結べないリスクには、議会承認が得られないことも含まれると理解してよいですか。	(質問No150参照)
152	税制度の変更	実施方針	リスク分担表	9			「新税の設立に伴うリスク」が2箇所に記載されていますが、都と事業者の両者が負担するという理解でよろしいでしょうか？	リスク分担表(案)に記載されているとおり、その性質によりリスク負担する主体を明確化しています。
153	リスク分担表(案)について	実施方針	リスク分担表	9			事業者の利益に課せられる税制度の変更及び新税の設立に伴うリスクについても、消費税率の変更と同様、「リスクを最もよく管理することができる者」が事業者であるはずも無く、事業の継続性に重大な影響を及ぼすことから、公共施設等の管理者が全てを負担するか、又は一定額まで事業者が負担し、当該一定額を超えた場合、公共施設等の管理者が全てを負担するべきと思料しますが、いかがお考えですか。	事業の利益に課せられる税制の変更、新税の設立についても、中・長期的には事業者は調達価格、従業員給与等に転嫁する余地があります。また、当該リスクを負担することは、減税等が行なわれる場合には、事業者は利益を享受することを意味します。したがって、当該リスクについては、事業者が負担すべきものと考えます。なお、詳細については、募集要項公表までに検討いたします。
154	税制度変更リスク	実施方針	リスク分担表	9			外形標準課税の導入に係る税制度変更、新税の設立に伴うリスクは、「事業者の利益に課せられる税制度の変更、新税の設立に伴うリスク」にはあらず、都が当該リスクを負担するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	実施方針書リスク分担表(案)	実施方針	リスク分担表	10			事業者の利益に課せられる税制度の変更、新税の設立に関するリスクは事業者のリスクとなっていますが、事業者は単一目的会社であり各種の制約から副業が認められませんので収入そのものに対して課税がされる場合は、事業が立ち行かなくなってしまう。収入そのものに課税される新税の設立等の場合は、都のリスク分担に変更できませんでしょうか。	収入(売上)ではなく、利益に対する課税ですので、当該リスクを事業者負担としても、事業が立ち行かなくなってしまうことはないと考えます。なお、(質問No153参照)に対する回答をご参照ください。
156	リスク分担について	実施方針	リスク分担表	10			法人税率の変更は都の負担としていただけないでしょうか。	事業者負担とします。
157	リスク分担表について	実施方針	リスク分担表	13			NO.13住民対応リスクにある「事業者が行う業務に起因するもの」とは、事業者に帰責事由のあるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所				質問	回答	
158	実施方針 P24	実施方針	リスク分 担表	13				事業者が行う業務に起因して起こる住民対応リスクは事業者負担となっていますが、都側の要求水準に基づき業務遂行をしているにも係らず近隣住民からクレーム等が発生した場合には都で住民対応していただけますか。	都側の要求水準をどのように実施するかについては事業者の判断に委ねられています。したがって、事業者に帰責性がないと評価すべき特段の事情がない限り、事業者がリスクを負担すべきと考えます。
159	住民対応リスク	実施方針	リスク分 担表	13				本事業そのものに起因する住民対応リスク(「都立病院改革実行プログラム」に対する反対運動等)については、都が当該リスクを負担するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業者が行う業務に端を発して、本事業そのものに対する反対運動に発展した場合等については、事業者の負担となります。
160	住民対応リスク	実施方針	リスク分 担表	14				事業そのものに対する住民対応リスクは、都の負担と考えて良いのでしょうか。	PFI事業実施にかかる住民合意取得という意味でしたら、ご理解のとおりです。
161	リスク分担表について	実施方針	リスク分 担表	15				NO.15第三者賠償リスクにある「事業者が行う業務に起因するもの」とは、事業者に帰責事由のあるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	リスクについて	実施方針	リスク分 担表	15				「維持管理不備等に起因するもの」とあるが、想定されるものとしてはどんなものが考えられるか。また、維持管理分野に限定されるものか？	建物付属物の落下による人の負傷や器物の破損等を想定しています。維持管理分野に限定されるものではありません。
163	電波障害対策費用	実施方針	リスク分 担表	17				電波障害対策費用は発注者側のリスクと考えてよいでしょうか。現状では地上波のデジタル化に伴う電波障害の相隣関係は明解には規定されていませんが、配慮する必要はないと考えてよろしいですか。	地上波デジタル化に伴う諸要素も含め、設計・建設業務に起因するものであり、事業者がリスクを負担すべきものです。
164	リスク分担表について	実施方針	リスク分 担表	17				NO.17環境リスクにある「事業者が行う業務に起因するもの」とは、事業者に帰責事由のあるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	リスク分担	実施方針	リスク分 担表	17				環境リスクとは具体的に何でしょうか。	騒音・異臭などの公害、廃棄物の不法投棄等の環境問題、訴訟に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化によるコスト増大等のリスクを指します。
166	共通リスク:環境リスク	実施方針	リスク分 担表	17				環境リスクとはどのようなリスクを指すのでしょうか	(質問No165参照)

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所				質問	回答
167	リスク分担	実施方針	リスク 分担表	18			将来の技術革新(陳腐化への対応)に関する責任分担の考え方について、特に下記についてご教示ください。 1. 医療機器 2. 検査技術・手法 3. 医療情報システム	①医療機器については、開院までの調達の際の陳腐化リスクは、同等品にて代替いただくという意味で、事業者に負担いただきます。更新については、事業者の責めに帰すべき事由によるものを除き、都がリスクを負担します。 ②検査技術・手法は、ブランチャラボの採用を前提としていますので、事業者がリスクを負担します。 ③.医療情報システムについては、都が担当するシステムについては都、事業者が担当する部門システムについては、事業者がリスクを負担することになります。システムに関する都と事業者の担当については、募集要項公表までに公表を予定しています。
168	施設改修などのリスク分担。	実施方針	リスク 分担表	18			将来起こりうる医療環境の変化に対応するための施設の改修、あるいは技術革新による新医療機器の導入は発注者の費用と負担により行われるものと考えて宜しいのでしょうか。	事業者持ち込みを除き、原則ご理解のとおりです。
169	不可抗力リスク	実施方針	リスク 分担表	21			不可抗力リスクについて、事業者の負担の具体的な考え方についてご教示ください。	原則は都が負担するものと考えますが、現場保全義務を全うしていただく趣旨で一定割合を事業者に負担していただくという考え方を現時点ではとっています。詳細は契約条件書(案)にて示す予定です。
170	リスク分担について	実施方針	リスク 分担表	21			不可抗力リスクは主に都が負担とあり、一部事業者の負担とありますが、事業者の負担はどの程度を想定しているのでしょうか。本事業は施設整備費の規模が突出して大きい為、他の一般PFI案件の官民負担比率(民間:施設整備費の1%)を適用すると事業者会社で費用精算の為にリザーブする金額が大きくなりますので、本事業の民間事業者負担比率は極力下げる方向でご検討願います。	(質問No169参照)
171	共通リスク No.21不可抗力リスク	実施方針	リスク 分担表	21			*注1「損害を最小限にとどめる経済的動機付けを与えるため生じた損害又は増加費用の一部については、事業者が負うものとする。」との記載に関し、事業者負担の費用割合に関し、明示して頂けませんか。	(質問No169参照)
172	不可抗力リスクの負担	実施方針	リスク 分担表	21			不可抗力リスクについて、注1. で「都が主にリスクを負担するが、生じた損害又は増加費用の一部については、事業者も負うものとする。」とありますが、その比率を御提示ください。	(質問No169参照)

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答
173	実施方針 P24	実施方針	リスク分 担表	22				応募者が提案書を提出してから開院までは最低約5年間とかなりの長期間になると想定されます。現在発生している鋼材関連の急騰が5年の間に発生する可能性は十分考えられます。特に本事業の施設整備費は莫大である故に建設資材の急騰には多大な影響を事業者が負うこととなりますので、物価の急激な変動(例えば30%以上/年間の物価変動)には物価スライド条項を適用した頂けるようご検討願います。	リスク分担保(案)にお示したとおりですが、提案の前提条件が著しく変わった場合について変更しうる条項を導入することを現時点では考えています。
174	共通リスク No.23物価変動リスク	実施方針	リスク分 担表	23				「上記以外の物価変動リスク」に関して、注2「事業契約において都と事業者との間で予め合意した価格改定条項」は、事業者選定後に都と事業者の間で柔軟に取り決めることが出来るとの理解で宜しいでしょうか。	都より入札条件として価格改定条項の枠組みについて考え方を示し、具体的な指標等は事業者が提案することができるという考え方を現時点では考えております。なお、契約条件書(案)にて価格改定条項の枠組みについての考え方を示す予定です。
175	価格改定条項	実施方針	リスク分 担表	23				リスク分担保の内注2にある「価格改定条項」について、受託業務が多岐にわたり価格変動にも不確実性が高まる点に鑑み、例えば相場変動を想定したメカニズムはご検討されますでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	物価変動に関するリスク	実施方針	リスク分 担表	23				都と事業者で予め合意した価格改定条項とありますが、どの程度の変動を想定されているのでしょうか？ 事業内容を見てみますと、人件費が大きな比重を占めていると考えられます。 固定人件費は、“日銀の企業向け消費物価指数統計”の変動に比べ、変動幅が若干少ない傾向を示します。従いまして、価格改定条項は、上記、“日銀の企業向け消費物価指数統計”を基準に、両者が合意できる範囲を妥当と考えます。 一方、それを超える物価変動リスクは事業者側の負担となっておりますが、どのようなケースを想定されているのでしょうか？価格改定を数年毎に行い、その期間内での変動分を事業者側が負担する程度を想定されているのか、それ以上の変動を想定されているのか、ご意向をお聞かせ頂きたい、お願い申し上げます。	注2の後半については、価格が1円でも変われば価格改定メカニズムに従い変更するとしますと事務コストが大きいはかりであるとの考え方から、一定合意できた幅においては価格改定しない、との主旨です。合意できる幅に関しては、事業者側としては、融資や再委託先との関係で合意できるレベルが、都としては予算説明において改定を合理的に説明できる程度といったものが例示的には考えられます。ご質問の「一方」以下の部分は、リスク分担保(案)を読み間違えられているものと考えます。
177	金利リスク	実施方針	リスク分 担表	24				基準金利は融資実行日に決定されると考えてよろしいでしょうか。	リスク分担保(案)にお示したとおり、金利リスクは事業者にご負担頂きますが、完工前の合理的な期間に関して基準金利の変動リスクを都がとることを現時点では考えています。
178	基準金利	実施方針	リスク分 担表	24				リスク分担保の内金利リスクの項目に記載のある「合理的な期間」とは、どのような期間を指すのでしょうか。	前提としてスワップ等により金利を固定されることを想定していますが、都としてコントロールできない事由により、金利固定が遅延した場合、その遅延期間の基準金利変動リスクを都が負うのは合理的ではないと考えています。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所				質問	回答	
179	共通リスク No.25金利リスク	実施方針	リスク分担保	25				「上記以外の金利リスク」に関しては、事業者負担となっておりますが、事業が15年と長期に亘るため、事業者の負担軽減のために事業期間中の見直しを協議することとして頂けませんでしょうか。	事業者において市中での金利スワップによりリスクをヘッジすることは可能であると考えますので、事業者負担とします。
180	実施方針 P24	実施方針	リスク分担保	26				「事業者の責に帰すべき事由により部分解約することによる委託業務範囲の変更によるリスク」につき具体的に再度ご説明願います。	事業者の債務不履行により事業の一部の継続が困難となった場合、契約の部分解除を行うことができるものとします。その場合、代替サービス提供等にかかる費用負担を事業者の負担とすること等を想定しています。
181	測量リスク	実施方針	リスク分担保	29				東京都が実施した測量・調査の内容についてはすべて事業者側で入手できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	用地リスク	実施方針	リスク分担保	29				土壌汚染に関する調査は、実施されているのでしょうか。されているのであれば、調査内容を公表して頂けるのでしょうか。	土壌汚染に関する調査は、現在のところ実施していません。もともと自然の丘陵森林を切り開いた土地ですが、地歴を確認します。
183	用地リスク	実施方針	リスク分担保	31				埋蔵文化財は、既に調査済みであるから計画地では出ないものと考えてよろしいでしょうか。万が一新たに発掘された場合は、東京都のリスクと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	リスク分担保について	実施方針	リスク分担保	31				用地リスクに、埋蔵文化財については記載がありませんが、埋蔵文化財についても都のリスク負担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	設計リスク	実施方針	リスク分担保	32				都の指示はないが、都の責めに帰すべき事由により、事業者側において設計変更が必要となった場合も都がリスクを負担すべきではないかと考えます。32に「都の責めに帰すべき事由」も加えていただけませんか。	「都の指示又は都の責めに帰すべき事由による設計変更によるリスク」と修正します。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答
186	開設遅延リスク分担	実施方針	リスク 分担表	35				リスク分担表の内開設遅延リスクについて、「当該リスクを最もよく管理できる主体がリスクを適正に分担する」原則に則れば、事業者が最もよく管理できるリスク以外を含む「上記以外による…リスク」の事業者負担には見直しを願えませんかでしょうか。	募集要項公表までに検討します。
187	リスク分担表(案)について	実施方針	リスク 分担表	35				地中約4m以下に存在する可能性がある、文化財発掘等による開設遅延等を考慮し、「事業者の責に帰すべき事由による開設遅延リスク」を事業者の主分担とし、それ以外を都が分担されるべきと思料しますが、いかがお考えですか。	(質問No186参照)
188	施設損傷リスク	実施方針	リスク 分担表	37				事業者の責によるものに限定されると考えてよろしいでしょうか。	都の責めによる場合を除き、事業者の責めによらない場合においても、事業者がリスクを負担することになります(民法536条1項)。
189	初期投資増大リスク分担	実施方針	リスク 分担表	38				リスク分担表の内初期投資増大リスクについて、「当該リスクを最もよく管理できる主体がリスクを適正に分担する」原則に則れば、事業者が最もよく管理できるリスク以外を含む「上記以外による…リスク」の事業者負担には見直しを願えませんかでしょうか。	募集要項公表までに検討します。
190	リスク分担表(案)について	実施方針	リスク 分担表	38				第三者賠償リスク、環境リスク同様、「事業者の責に帰すべき”事由による初期投資増大リスク」を事業者の主分担とし、それ以外を都が分担されるべきと思料しますが、いかがお考えですか。	(質問No189参照)
191	リスク分担 (需要想定)	実施方針	リスク 分担表	43				需要変動リスクは都が分担することに関連しての質問事項ですが、要求水準書(案)に示されている(または予定の)想定業務量とは、運営期間のいずれの時期における想定値でしょうか。また、変動が生じた際には、需要変動リスクとして対処される考えでよいでしょうか。	想定業務量は、応募提案のためのものです。なお、想定業務量は参考値であり、新病院の業務量を約束するものではありません。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所				質問	回答	
192	光熱用水費の固定部分との需要変動リスクの考え方	実施方針	リスク分 担表	43				需要変動リスクの件と光熱用水費の固定部分との整合のとりにかたの基本的な考え方を教えてください。	光熱水費にかかるリスク分担については、契約条件書(案)として提示する予定です。基本的には都と事業者が合意する合理的な改定メカニズム条項を組み込むことを前提として、ある一定の幅の需要変動の中においては量のリスクを事業者にとって頂くことを現時点では考えています。
193	利便施設運営業務に係るリスク	実施方針	リスク分 担表	51				利用者数の減少を事業者負担とすることは、どのような理由からでしょうか。	利便施設の利用者数は、事業者の営業努力によるところが大きく、「当該リスクを最もよく管理できる主体がリスクを適正に分担する」原則に則るものと考えます。
194	移管手続きリスク	実施方針	リスク分 担表	52				移管手続きリスクの説明の内、「移管手続、業務引継」とは具体的にどのような内容ですか。	順次公表する要求水準書(案)の中でお示していきます。
195	リスク分担保(案)	実施方針	リスク分 担表					本事業における事業者へのサービス対価発生は開院時になると思われますが、現施設からの移転業務や、事業者側が請け負う委託業務に関する開院前の事前準備業務について、役割分担及び費用についてはどのようにお考えでしょうか。 また、上記業務実施に当たって、各種データ(例として、現有医療機器リスト、鋼製器具リスト等)が必要になると考えられますが、それらのデータは事業者側の要求する内容とおりに全てご提供頂けますでしょうか。	本事業において開院前の支援業務の重要度は大変高いものと認識しており、その期間のサービス提供に対する正当な対価を支払うことが必要であると考えております。現時点の支払方法としては、開業費的にご理解いただき、当該費用を開業後に開業費償却の考え方を準用した期間で支払うことを考えています。また、後段の必要な情報提供については適宜実施していくことを考えています。
196	リスク分担保(案)について	実施方針	リスク分 担表					①医療機器・備品等移設リスク(既存病院の医療機器、備品等の移設に関するもの)、②データ移行リスク(電子情報、カルテの移行に関するもの)、③医療機器陳腐化リスク(提案時に想定した公共が保有する医療機器が開業までの間に技術的に陳腐化した場合、また提案時に想定した民間事業者が保有する医療機器が開業までの間に技術的に陳腐化した場合)、④システム陳腐化リスク(提案時に想定したシステムが開業までの間に技術的に陳腐化した場合)についてはいかがお考えですか。 また、病院情報システム(基幹システム部分)の設計・瑕疵・劣化・損傷・要求水準未達成リスク等については都のご負担と考えて宜しいですか。	①移設については、都のリスクと考えています。 ②データ移行については、都のリスクと考えています。 ③現時点では、医療機器陳腐化リスクは、同等品にて代替いただくという意味で、事業者がリスクを負担いただくことを考えています。更新については、事業者の責めに帰すべき事由によるものを除き、都が負担します。 ④医療情報システムについては、都が担当するシステムについては都、事業者が担当する部門システムについては、事業者がリスクを負担することになります。システムに関する都と事業者の担当業務については、募集要項公表までに公表を予定しています。
197	リスク分担保(案)と事業契約でのリスク分担との関係	実施方針	リスク分 担表					実施方針記載のリスク分担保(案)の区分が大枠であるため、具体的なリスク分担を事業契約で業務の実態に合わせた検討をする場合、現状リスク分担保の区分では齟齬が発生するように思われます。事業契約を検討する際、リスク分担が明らかに合理的でない場合は、柔軟にご対応いただくことは可能でしょうか？	入札であることから、公募手続き開始後は、制度的には不明瞭である点を除き変更することはできません。従って、リスク分担保(案)や要求水準書(案)に示している業務区分表も、市場の意見を参考に示している意図で提示しているところです。今後提示する要求水準書(案)や、契約条件書(案)に対し、ご意見をいただければと考えます。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答
198	職務住宅、家族宿泊施設について	要求水準書	第1	2	(2)	ア	(ウ)	詳細については別途提示すると記載されていますが、提示予定の時期及び内容を提示願います。	募集要項公表までに公表する予定です。
199	要求水準書(案)第1総則 2事業の前提条件	要求水準書	第1	2	(2)	ア	(ウ)	「職務住宅、家族宿泊施設については、本計画敷地外に整備する(詳細については別途提示する)」とございますが、本事業の範囲と考えてよろしいでしょうか。 規模、位置的等、現時点でのお考えをお知らせください。	本事業の範囲内になります。現時点でお示しできているものは、実施方針P27の概要です。
200	敷地環境について	要求水準書	第1	2	(2)	ア	(ウ)	西側の府中3・3・8号線側に法面があるが、敷地境界はどこか。 有効宅地面積は何㎡と考えればよいか。	敷地境界及び有効宅地面積については、今後提示していきます。
201	既存状況について	要求水準書	第1	2	(2)	ア	(キ)	実施方針の26項の図面では移設後も敷地内にかかっている様に見えるが、地上権の設定は必要か。 もし必要であるならば、その場合の建築制限はどうなっているか。 あるとすればその数はどれ位か。	①送電線の地役権設定に関しては東京都と(株)電源開発で対応します。 ②建築制限に関しては、基準以上の制限を設定する場合は募集要項公表までに公表する予定です。
202	敷地について	要求水準書	第1	2	(2)	ウ		計画敷地の敷地形状を示す別紙はいつ提示されますか。	募集要項公表までに公表する予定です。
203	既存状況について	要求水準書	第1	2	(2)	キ	(ア)	当該敷地の方が神経病院敷地よりも高く、電波到来方向によっては新たな障害が発生することも考えられる。 共同アンテナによる既補償対策住戸の取扱いについて、責任分界点を明らかにして頂きたい。	募集要項公表までに公表する予定です。
204	計画敷地について	要求水準書	第1	2	(2)	キ	(イ)	・土壌汚染調査については実施しているのか。しているのであればそのデータの開示を受け取ることは可能か。していない場合、調査は本事業の対象となるのか。その費用負担はどうなるのか。 ・既存ネットフェンス等の移設の必要はあるか。 ・現在敷地外周部にある万能鋼板は仮設として利用可能か。文化財調査終了後撤去と考えるべきか。 ・敷地内の樹木の取扱いについては調査済みであるか。伐採は可能であるのか。	①(質問No182参照) ②既存ネットフェンスは撤去願います。 ③現在ある仮設囲いは埋蔵文化財調査の為のものであり本事業の対象(撤去等)にはなりません。 ④今後、既存の樹木の状況を踏まえ、可能な範囲内の樹木保存(残置、移植)の提案を求めていく予定です。
205	関連法令	要求水準書	第1	2	(3)	ウ		建築基準法86条22項は 2項の間違いですか？	ご理解のとおりです。
206	事業スケジュール	要求水準書	第2	2	(1)			大規模建築のため建設工程およびその計画設計期間が十分に必要と考えられますが、事業スケジュールの詳細はいつ頃ご提示いただけるのでしょうか？	(質問No53参照)

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答
207	部門別事項(参考記載)の位置づけ	要求水準書	第2	2	(1)			参考資料「多摩広域基幹病院(府中病院)及び小児総合医療センターの整備について」参照とありますが、当該資料の「Ⅷ 部門別事項(参考記載)」は要求水準としてどのような位置づけとなりますか。必要諸室、規模等、詳細な資料は別途提示されるものと考えてよろしいですか。	参考資料は要求水準書と性質が異なります。要求水準書は、いずれ契約書の別紙になり、東京都が事業者に約束するものです。一方で参考資料は、事業者に対して約束するものではありませんが、本事業実行にあたり事業者に知っていただけたほうが良いと判断し、情報提供のために提示しているものです。参考資料「多摩広域基幹病院(府中病院)及び小児総合医療センターの整備について」の「Ⅷ 部門別事項(参考記載)」では、各部門の基本的な方針、機能などを記載しています。また、必要諸室、規模などについては、今後の要求水準書(案)の中で提示していきます。
208	敷地面積に関して	要求水準書	第2	2	(2)	ア	(ウ)	病院工事利用可能部分(約52,146㎡)は、実施方針26ページの建設予定地(約52,000㎡)を示すと考えてよろしいでしょうか。また、その場合、病院全体(約53,402㎡)はどの部分でしょうか。お教えてください。	病院工事利用可能部分の面積は実施方針での建設予定地(P26)で概要位置数値として示しているものです。詳細につきましては募集要項公表までに公表する予定です。
209	日影規制について	要求水準書	第2	2	(2)	ア	(エ)	日影規制検討においては、西側既存建物が存続するとして複合日影を検討する必要があるでしょうか。除却建物として検討から除外することが出来るものがあればご指示下さい。	西側既存建物とは何を想定されているのか、2回目の質問期間中にもう一度お示しください。
210	計画敷地内調査および立ち入り等について	要求水準書	第2	2	(2)	ウ		計画検討のための敷地調査および現地立入り等を行うことは可能でしょうか。時期、手続き方法等をご指示ください。	現在、埋蔵文化財調査(平成17年度終了予定)を行っているため、今後検討していきます。
211	設計業務の対象(病院本体)について	要求水準書	第2	2	(3)	ア	(ア) ①	付帯施設(分教室他)と病院本体との一体化、分棟化は適切に配慮のもとに計画することと第2業務要求水準 2(5)ア(イ)の表に記述がありますが、設計業務の対象の①として『病院本体(病院本館及びエネルギー部門)』と記述があるのは、エネルギー部門と病院本館は別棟(建物が離れているかくっついているか別にして)の計画をすることを意味しているように思われます。いかがでしょうか。	エネルギー部門と病院本館は別棟の計画をすることを意味しているわけではありません。適宜ご判断ください。
212	分教室施設の内容	要求水準書	第2	2	(3)	ア	(ア)	②付帯設備「養護学校分教室施設」とありますが隣接する武蔵台養護学校の分教室と考えてよろしいですか。また、一般児童、生徒の院内学級の設置予定はありませんか。	①武蔵台養護学校の分教室として位置づけられるのかどうか、現時点では未定です。今後、養護学校を所管する教育庁と調整していきます。 ②入院患者以外を対象とした院内学級の設置予定はありません。
213	体育館の想定規模	要求水準書	第2	2	(3)	ア	(ア)	②体育館の想定規模をお示し下さい	募集要項公表までに公表する予定です。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答
214	院内調整業務の業務範囲	要求水準書	第2	2	(3)	ア	(イ)	「上記設計業務に伴う院内調整業務」とありますが、その業務範囲は同頁「イ 要求事項、(ア)業務一般」に示された、院内各部署へのヒアリングの実施等と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
215	医療法に基づく書類作成及び費用負担について	要求水準書	第2	2	(3)	イ	(ア)	医療法に基づく書類作成及び費用負担を行うこととしていますが、医療法の開設許可における職員に関する部分については、事業者側で把握しきれない部分と思われます。作業区分について再調整が可能ですか。 また、諸申請における公納金の負担についてお示し下さい。	費用負担は医療法に基づく書類作成にかかる負担であり、事業者を求めるのはその書類作成作業です。開設許可に関する諸条件決定は都と共に進めます。諸申請による手数料等は都側で対応します。
216	配置予定の医師、看護師、医療スタッフ等について	要求水準書	第2	2	(3)	イ	(ア)	本事業提案内容検討については、施設計画のみならず、各業務相互間のBPR検討について、配置予定の医師、看護師、医療スタッフ等の配置予定人員及び担当内容についての情報が必要不可欠です。情報開示の予定の有無及びその予定時期を提示願います。	(質問No61参照)
217	特定事業選定にあたって	要求水準書	第2	2	(3)	イ	(ア)	「建築基準法、医療法等の法令に基づく書類を作成し、費用を負担し、各申請業務を行うこと。」とあるが、病院施設の変更及び新設に関しては設置者による申請事項であり、事業者は申請のサポートをするという解釈で良いか。	(質問No215参照)
218	特定事業選定にあたって	要求水準書	第2	2	(3)	イ	(イ)	パース、模型のスケールはどのようなものか。	募集要項公表までに公表予定です。
219	配置計画	要求水準書	第2	2	(4)	ア		一団地認定とは今回の事業場所と既存の多摩メディカルキャンパスを同一敷地・同一構内とみなせると解釈できるのでしょうか。	全体敷地(多摩メディカルキャンパス)が建築基準法で言うところの敷地に該当します。
220	敷地	要求水準書	第2	2	(4)	アイウ		全体敷地、計画敷地、仮想敷地をイメージ的にで結構ですから図示していただけますか。ウに記述されている事業者の業務範囲とされる各仮想敷地の測量等による確認の範囲が分かりません。	募集要項公表までに公表する予定です。
221	一団地認定申請資料第2 2. イ(ア)について	要求水準書	第2	2	(4)	ウ		別添資料に示す一団地認定申請資料とはどこにありますか。	(質問No220参照)
222	府中3・3・8号線について	要求水準書	第2	2	(4)	ウ		府中3・3・8号線からの出入り口はおおむね既存出入り口から30mの範囲内に設けるとありますが、限定した理由を開示ください。また、歩道下の電線共同溝の詳細図を提示ください。	募集要項公表までに、道路に関する図面を提示する予定ですので、内容をご確認願います。計画敷地と道路にかなりの段差が生じるため、出入り口設置範囲の規制を設けています。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所				質問	回答	
223	騒音対策	要求水準書	第2	2	(4)	エ		土地利用計画のなかで前面道路 府中3・3・8号線の騒音支障がある場合は対策を講ずることとありますが、騒音支障の判断基準、計画時の騒音のレベルなどについていずれ指示がありますか？	(質問No220参照)
224	施設の建設業務について	要求水準書	第2	2	(4)	エ		道路側緑化ブロック法面を管理できる空き地とあるが、幅およそ何m程度必要か。	幅2m程度とお考えください。
225	外周車路	要求水準書	第2	2	(4)	オ		計画敷地には外周車路を構成する必要がありますでしょうか。実施方針の建設イメージ図にはそのような構成が見られますが、キャンパス全体の今後の交通計画に関しての上位整備概念等をご提示頂けるのでしょうか？	建設イメージ図の計画地内構内道路の構成はあくまでも1例であります。駐車場の考え方、建物の配置等によりご検討ください。しかし、大規模建築物を維持管理する面でも建物全周囲を廻ることが出来る構内道路は必要であると考えています。キャンパス全体の将来の交通計画に関しての構想は提示できませんが、現府中病院への交通動線及び新病院への切り替えを満足した提案をしてください。
226	計画敷地へのアプローチに関して	要求水準書	第2	2	(4)	オ		「外来者等の敷地への出入口は、主に、北側道路から」「サービス車輛、緊急車輛等の出入口は、主に、府中3・3・8号線から」と記述がありますが、これは、警察等の指導もしくは近隣住民への配慮など対外的な要因によるもののでしょうか。それとも、キャンパス全体の病院機能を考慮されたもののでしょうか。また、その場合、記述にあるもの以外の提案を行うことは可能でしょうか。	現在の府中病院及びその他の医療施設の交通(路線バス、タクシー、外来車、歩行者等)の殆どが北側道路から利用されています。新病院建設中もこの交通動線を維持する必要があります。路線バスについては敷地内ルート変更は予定の内ですが、公道でのルート変更は構想にありません。救急車両等進入口は条件としてお考えください。
227	第2 業務要求水準 2 施設の建設業務(病院施設 総論)	要求水準書	第2	2	(4)	オ		「外来者等の敷地への出入は、主に北側道路から」の記述について、 ・キャンパス内(新両病院含む)の計画全アプローチが1本の利用となっており、多くの機能を持つ施設が袋小路状の形となっております。 今後の計画内容とも関連しますが、相当の交通量となるのではないかと思います。 府中3・3・8号線の利用(工事は良いとの事)を考慮してはいけないのでしょうか。ご検討の上と思われませんが、理由をお知らせください。	府中3・3・8号線が未完成の現段階では、交通機関のアクセスの関係から、主たる外来者の出入りは北側道路と考えています。ただし、府中3・3・8号線完成後は外来者等の敷地への出入りとして、その利用を妨げるものではありません。
228	延床面積	要求水準書	第2	2	(5)	ア	(ア)	本計画敷地外に整備する職務住宅及び家族宿泊施設については、延床面積120,000m2には含まれないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所				質問	回答	
229	医療法上の2病院の扱いについて	要求水準書	第2	2	(5)	ア	(イ)	医療法上2つの病院とありますが、医療法の前提とする病院は1敷地に1病院であると思われます。今回2病院にするにあたり、関係官庁との打合せによる解釈についてお示し下さい。2つの病院の一体的利用範囲について特別な措置があれば、それについてもお示し下さい。 また、運用上2病院とし、医療法上1病院とする方が一体的利用を目指す場合、障害が少なくなりますがこの考え方は可能ですか。	①医療法上の届出においては、敷地を分割することを検討しています。 ②2つの病院の共用化部分については、募集要項公表までに一定の基準を提示する予定です。 ③医療法上2病院の整備を考えています。
230	施設概要中の付帯施設	要求水準書	第2	2	(5)	ア	(イ)	「付帯施設の病院本体への一体化又は分棟化は・・・」とありますが、ここでいう付帯施設とは、同カ項の「付帯施設」の欄の施設と考えて宜しいでしょうか？あるいは病院に併設される分教室、体育館の事と捉えるべきでしょうか？	病院本来の機能に則さない諸室などを示します。なお、分教室・体育館については、利用者が一旦病院屋外へ出る構造とした上で、出来る限り近い距離に配置してください。(構造的合築は可能です)
231	小児総合医療センターの断面構成について	要求水準書	第2	2	(5)	ア	(イ)	小児総合医療センターの病棟について、一般病棟と精神科病棟を「分離が可能な構成」「積層構成としないこと」との記述がありますが、これは一般病棟と精神科病棟を分棟とすることと解釈してよろしいでしょうか。それとも分離が出来ていれば、必ずしも分棟とする必要はないのでしょうか。お教えてください。	分離が出来ていれば良いと考えています。
232	小児総合医療センターの病棟の積層構成の条件	要求水準書	第2	2	(5)	ア	(イ)	断面構成「小児総合医療センターの病棟は、一般病棟階と精神科病棟階での積層構成としないこと」とありますが、その主旨は、患者(縦)動線の分離、精神科病棟固有の病棟構成と考え、それを満たした上での積層構成は提案可能と考えてよろしいですか。	一般病棟階と精神科病棟階の積層構成は想定していません。
233	施設概要・延床面積に関する質問	要求水準書	第2	2	(5)	ア		延床面積の項目で原則として、120,000㎡以内とありますが、提案によっては120,000㎡を越えてもよいとの判断でしょうか？	原則として120,000㎡以内とします。
234	事業者やその協力会社の事務所	要求水準書	第2	2	(5)	ア		事業者やその協力会社の事務所は新築建物の一部に配置すると考えてよろしいでしょうか。	各業務の休憩室や控室のようなものは想定しておりますが、いわゆる”事業所”のような事業者用の部屋を設けることは特に想定していません。
235	バルコニー等の避難計画での位置づけ	要求水準書	第2	2	(5)	イ	(ア) ④	「避難の為に有効なバルコニー等」とは、バルコニー経由の非難ルートを第一義と捉える避難計画を行うと解釈すればよろしいでしょうか。あるいは、別の避難計画があった上で補助的に「避難にも有効なバルコニー」があれば良いと解釈して宜しいでしょうか？	後半のご理解としてください。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所						質問	回答
236	駐車台数	要求水準書	第2	2	(5)	オ	(ア)	①	病院面積に対して必要な付置義務駐車台数を確保とありますが、職員、患者、見舞い、その他の必要な駐車台数を指示していただけませんか。	計画敷地外に、都がその他の駐車場を確保することを検討中です。規定台数以上を設置する提案は可能です。
237	駐車場台数について	要求水準書	第2	2	(5)	オ	(ア)	①	本計画のための必要駐車場台数予測はご提示頂けるでしょうか？ 「必要付置義務駐車台数の確保」との要求は、必要数がそれ以下と考えることで正しいでしょうか？あるいは、それ以上の台数を出来る限り確保することが望ましいと理解して宜しいでしょうか？	本病院での必要付置義務駐車台数を確保してください。
238	駐車台数に関して	要求水準書	第2	2	(5)	オ	(ア)	①	「病院面積に対して必要な付置義務駐車台数を確保する」と記述がありますが、病院建物の付置義務駐車台数を病院敷地内で確保すると解釈して宜しいでしょうか。それとも、キャンパス全体の付置義務駐車台数をキャンパス敷地内で確保すると解釈しても宜しいのでしょうか。お教えください。	計画敷地内で確保してください。
239	外溝計画・柵	要求水準書	第2	2	(5)	オ	(キ)	②	全周に柵を設けるとありますが全周とは全体敷地、計画敷地、仮想敷地のどれを指していますか？	計画敷地内の一部分とします。病院計画地に関しては救急車両等進入口から府中338号線道路境界上の根岸病院敷地までとします。隣地境界に関しては根岸病院・武蔵台養護学校側とします。
240	全周の柵	要求水準書	第2	2	(5)	オ	(キ)		全周の柵を計画とありますが、これは本計画敷地部分でしょうか全体敷地と考えればよいでしょうか？	(質問No239参照)
241	バス施設について	要求水準書	第2	2	(5)	オ	(ケ)	①	バスルートおよび停留場、車両待機場所等は既存バスの運行システムの同等として考慮することでよろしいでしょうか。規模拡大に伴う運行ダイヤや車両待機場所の増強が必要でしょうか？	既存バスシステム同等で検討ください。運行ダイヤ変更及び増発の予定は確認していません。
242	事業者やその協会の駐機場	要求水準書	第2	2	(5)	オ			事業者やその協会の駐機場は新築の駐機場の一部に配置すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
243	施設の建設業務について	要求水準書	第2	2	(5)	オ	(ア)		神経病院や宿舍等、敷地外施設来訪者の駐車場の共用は考えなくてよいのか。	ご理解のとおりです。
244	施設の建設業務について	要求水準書	第2	2	(5)	オ	(ケ)		屋根付のバス停・タクシープールの面積は、駐車場と同様延べ床120,000㎡外と考えてよいのか。	ご理解のとおりです。
245	救急車両停車スペース	要求水準書	第2	2	(5)	カ	(ア)		病院所有の救急車両用の車庫は5台程度とありますが、救急搬入のためのヤードはこれと兼用する考え方は可能でしょうか。あるいは別途に搬送車両停車スペースを確保する必要があるでしょうか？予測停車台数は提示していただけるでしょうか。	救急搬入とは兼用できません。病院所有車を駐車する設置場所は適宜ご判断ください。なお病院所有車両にはドクターカーが2台含まれます。駐車場所に関する予測停車台数は提示できません。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答
246	ヘリコプター離着陸施設の計画位置	要求水準書	第2	2	(5)	カ	(ウ)	最高部の屋上にての計画とありますが、どちらの病院の頂部で計画することが望ましいのでしょうか。運用方法等をご説明ください。	基幹病院側の最頂部に設置してください。なお、送電線より高い位置に設置してください。
247	ヘリコプター離着陸施設	要求水準書	第2	2	(5)	カ	(ウ)	詳細別添資料は、いつ提示されますか。また、その内容はどのようなものになりますか。	募集要項公表までに公表する予定です。
248	ヘリポートに関する質疑	要求水準書	第2	2	(5)	カ	(ウ)	ヘリポート設置とありますが、ホバーリングか、着陸できるタイプかをご教示ください。	着陸できるタイプです。
249	建物の耐震要求性能について	要求水準書	第2	2	(6)	アイ		建物の要求性能として、地震災害時において病院機能の維持と共に建物内の保全を図る構造として、主体構造方式とし、免震構造とするとあるが、具体的なスペックについて教えてください。 ・稀に発生する地震動および極めて稀に発生する地震動を想定した場合における以下の耐震性能の目標値 <input type="checkbox"/> 上部構造の最大層間変形角、最大応答加速度、層の塑性率 <input type="checkbox"/> 免震層の最大層間変形量	耐震性能の目標値を含めて提案してください。
250	免震構造について	要求水準書	第2	2	(6)	イ		免震構造の形式は建物全体と捉えなくてはならないでしょうか？ 地上部分免震としたり、建物一部分を免震外とする計画は可能でしょうか？	病院本体は免震構造とします。なお、免震層の位置に指定はありません。
251	施設の建設業務について	要求水準書	第2	2	(6)	イ		免震構造の種別に指定はあるのか	免震構造の種別に指定はありません。
252	主体構造方式として「免震構造」の採用範囲	要求水準書	第2	2	(6)	イ		主体構造方式として「免震構造」とするとありますが、免震構造とするのは病院本体(病院本館及びエネルギー部門)のみとし、付帯施設(養護学校文教施設)や体育館等は、「免震構造」以外の構造方式で計画可能と考えてよろしいでしょうか。	病院本体は免震構造とします。
253	耐風圧性能に関して	要求水準書	第2	2	(6)	ウ		「暴風に対して要求性能を満足すること」とありますが、要求性能が記されていません。要求性能をお教え頂けますでしょうか。	病院機能の維持(居住性を含む)と共に建物内の収容物の保全を図る構造とします。
254	重要度係数に関して	要求水準書	第2	2	(6)	ウ		「耐震レベルの要求性能として、重要度係数=1.5を考慮すること」とありますが、これは入力地震動を1.5倍に割増して設計するというのでしょうか。お教えください。	ご理解のとおりです。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答
255	耐震レベルの要求性能として重要度係数=1.5の解釈とその範囲	要求水準書	第2	2	(6)	ウ		「耐震レベルの要求性能として重要度係数=1.5」とありますが、(社)公共建築協会「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」(建設大臣官房官庁営繕部監修)によれば、この基準に従って計画された場合、免震構造の建築物が保有する耐震安全性の分類はI類(重要度係数1.5)に相当する、との記述もあるため(同文献p.65参照)、建物を免震構造とすることで、重要度係数=1.5は考慮されていると考えますが、よろしいですか。 また、付帯施設(養護学校文教施設)や体育館等の病院本体以外の必要施設を非免震構造で設計する場合も、重要度係数=1.5を考慮して計画するものと考えてよろしいでしょうか。	質問No254を参照願います。付帯施設(養護学校分教施設)、体育館等については、質問No252を参照願います。非免震構造の場合は、重要度係数=1.5とします。
256	設備計画	要求水準書	第2	2	(7)	ア		エネルギーは独立したものとするという事は既存の多摩メディカルキャンパスからの分岐は行わないということによろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
257	省エネルギー・省資源について	要求水準書	第2	2	(7)	イ		省エネルギー・省資源に関連して、現在の府中病院や都立の他病院(墨東病院、駒込病院等)のエネルギー消費使用状況についての情報を開示して頂けるでしょうか。	現府中病院の年間エネルギー消費使用状況(平成14年度)は、電気:16,098,488kwh、ガス:2,041,823m ³ 、水道:246,561m ³ です。
258	CASBEEの判定者	要求水準書	第2	2	(7)	エ	(ウ) ②	CASBEEによる評価は自主評価としての判定を行うことで宜しいでしょうか。第三者機関等による判定等が必要でしょうか？	応募時の提案においては自主評価でかまいませんが、建物完成時には第三者機関等による評価を行い、評価書の交付を受けることを考えています。
259	補助金の活用のリスク分担	要求水準書	第2	2	(7)	エ	(エ) ①	「補助金を活用し、コストダウンを図る」とありますが、補助金の活用が前提であり、補助金審査の可否のリスクは事業者の負担となるのでしょうか。	補助金を活用し、コストダウンを図るよう努める方向性を示しており、補助金審査の可否のリスクは事業者の負担となります。
260	補助金	要求水準書	第2	2	(7)	エ	(エ)	経産省、NEDOなどの補助金を活用するとあるが、入札時点では補助金が得られることが確定されず、またその確約も出来ない。事業者としての提案はどの様にすればよいのか。	補助金を踏まえた提案を提示するかどうかは、事業者側の判断になります。
261	補助金	要求水準書	第2	2	(7)	エ	(エ)	補助金の執行に当たっては、補助金を受けた事業者が入札などによって実際に工事を実施する業者を選定しなければならない。従って、建設と運営を行う事業者が補助金申請をすることはその性格上なじまないのではないのか。(都が補助金申請すべきか)	(質問No260参照)

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答
262	要求水準書(案)第2 業務要求水準書 2施設 の建設業務(病院 施設 総論)P12	要求水準書	第2	2	(7)	エ	(エ)	応札時から補助金適用を見越した価格を提示する のでしょうか。又、その際に補助金が適用されない 場合には価格の見直しが為されるのでしょうか。	補助金を踏まえた提案を提示するかどうかは、事業者側の判 断になります。なお、補助金が適用されない場合でも価格の 見直しは行いません。
263	電力貯蔵設備	要求水準書	第2	2	(7)	オ	(エ)	設備項目として電力貯蔵設備があげられているが、 本施設として受電する電力負荷の平準化がその他 の施設計画で達成され、運営コストの削減がなされ れば、電力貯蔵設備を採用する必要はないと考 えて良いか。	要求水準書(案)のとおり電力貯蔵設備を設け、電力負荷の 平準化を行ってください。容量・仕様については事業者の提 案とします。
264	電気設備	要求水準書	第2	2	(7)	オ	(エ)	将来の受電容量について、既存の多摩メディカル キャンパスの容量(遮断器・トランス・インピーダンス 等)の情報は開示されるのでしょうか	既存の契約電力は7000KW・ 特高TR容量10000*2KVA・ TRインピーダンス14.6%です。
265	都市ガス導管の耐震 性能について	要求水準書	第2	2	(7)	オ	(エ)	発電機設備の備蓄燃料容量の設定条件として、都 市ガス導管の耐震性能が「自家発電設備の基準」 の評価を取得した場合と有るが、当該評価の取得 行為は、都またはアドバイザーの方で実施されるも のと考えてよろしいでしょうか。	当該敷地の附近までは評価済みですが、敷地への引込み から機器までの評価は事業者が評価を取得してください。
266	情報用設備の業務範 囲について	要求水準書	第2	2	(7)	オ	(エ)	「院内LANを構築する」と記載がありますが、今回は 配管、配線だけでなくLAN機器等も事業者の業務 範囲内に含むと考えるべきでしょうか？またLAN 機器等も業務範囲内に含む場合、必要なスペック 等は入札公告時点で提示されるということよろし いでしょうか？	LAN機器を含む情報システム関連の業務範囲は、募集要項 公表までに公表予定です。
267		要求水準書	第2	2	(7)	オ	(エ)	受変電設備の「将来、多摩メディカル・キャンパスを 包括できる増設スペース(遮断器、トランス等)を考 慮する。」とありますが、将来メディカルキャンパス内 での受電を一本化すると考えてよろしいですか。 その場合、特高電気室に特高変圧器の増設スペ ースと高圧遮断器の設置スペースを見込むと考 えてよろしいですか。多摩基幹病院を除くその他の施設の 最大電力はいくら見込めばよろしいですか。	質問のとおり将来受電を一本化する可能性があります。特高 電気室には特高TRと遮断器の設置スペースを見込むことと してごください。現在の多摩キャンパス契約電力は7000kw特 高TRは10000*2台です。
268	設備容量について	要求水準書	第2	2	(7)	オ カ	(エ) (エ)	「発電機出力容量は、全体の需要電力の60%程度 以上を補える容量とする」、「熱源エネルギー は、・・・災害時にも病院機能が十分に運営できるも のとし(全体の25%以上)」とありますが、これらの容 量については最小限になるよう実施設計段階で詰 めていくものであり、現時点で数値を確定することは 過剰設備になりかねないと考えられます。従いま して、要求性能の表記として、民間事業者側の提案 力を引き出すものとして、数値表記削除をお願いで きないでしょうか。	発電機出力は想定最大電力の60%とし、この値は災害拠 点病院としての病院機能を確保するために最低必要なものと 考えますので、表記の削除は考えておりません。なお常用 発電機を想定する場合、消防法上の「非常用発電機設備」と 見なされれば「発電機出力」に含んで良いものとします。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答
269	システム検討上のライフサイクルコストについて	要求水準書	第2	2	(7)	カ	(イ)	「空調システムは、本施設に対応するシステムでライフサイクルコストが最小となるものを用いる」とあるが、ライフサイクルの期間の考え方は提示されるものと考えてよろしいでしょうか。	募集要項公表までに公表する予定です。
270	井戸について	要求水準書	第2	2	(7)	キ	(エ)	計画地には、既存の井戸があるのでしょうか。また、井戸を新設する場合は、都の地下水取水規制(10t/日)の適応除外になり得るのでしょうか。	既存の井戸はありません。井戸を新設する場合は、都の環境確保条例によってください。
271	衛生器具設備	要求水準書	第2	2	(7)	キ	(エ)	大便器について温水洗浄便座と電気作動式操作ボタンの記述がありますが、バック廻りを含めた全てについてこの規定が適用されるのでしょうか。	ステンレス製大便器以外についてはご理解のとおりです。
272	循環ろ過設備について	要求水準書	第2	2	(7)	キ		プール設備等は維持管理についても、「学校環境衛生の基準」に基づき実施すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
273	業務開始時の敷地の状態について	要求水準書	第2	2	(8)	ア	(イ)	既存工作物等の解体として「フェンス、屋外駐車場等」と記述がありますが、業務開始時の敷地の状態は現状のままの状態と考え、全てを解体として考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
274	近隣対応	要求水準書	第2	2	(8)	イ	(ア)	「工事中は近隣その他から苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、事業者を窓口として、工程に支障をきたさないように処理すること」とありますが、病院の基本計画など事業者だけでは対応しきれない内容を含むと思われるので、都との共同作業になると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
275	モデルルーム	要求水準書	第2	2	(8)	エ	(イ)	モデルルームの設置期間についてお示し下さい。	6ヶ月程度と考えています。
276	要求水準書(案)第2業務要求水準書 2施設の建設業務(病院施設 総論)P30	要求水準書	第2	2	(8)	エ		モデルルームの設置期間とご教授願います。	(質問No275参照)
277	施設の建設業務について	要求水準書	第2	2	(8)	エ		モデルルーム作成の意図は何か。又モデルルームの設置期間はどれ位か。	①患者の居住環境として長時間になる場所について入念に計画を行い、視覚的及び行動動作的に確認をする為です。 ②(質問No275参照)
278	備品の調達	要求水準書	第2	2	(9)	ア		備品の所有権は東京都という理解でよろしいでしょうか。また、機能維持、更新についての考え方をお示し願います。	事業者持ち込みを除き、原則ご理解のとおりです。機能維持については、医療提供環境の提供を求めることを大原則としていることから、判断基準は要求水準を満たしているかどうかで判断するという考え方です。医療機器等の更新は都が行います。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答
279	診療技術支援業務・患者等の搬送業務について	要求水準書	第2	6	(2) (3)	ア ア	(オ)	「(3)小児総合医療センターア(オ)」に記載されている「(オ)患者等の搬送業務」に関する記述が「(2)多摩広域基幹病院ア」にはありません。これは記載ミスなのか、それとも業務として想定していないのでしょうか。	業務として想定しておりません。
280	情報システムの安全対策について	要求水準書	第2	6	(1) (2)			ウ 情報関連管理業務のうち (ア) 病院情報システムの開発・整備業務 (イ) 病院情報システムの運営・保守管理業務 についての開示時期はいつでしょうか？	募集要項公表までに公表する予定です。
281	運營業務の区分について	要求水準書	第2	6	(1)	ア		運營業務の16業務が示されていますが、提案書では業務内容の一部を別の区分に移動し組み替えることは可能でしょうか。	可能です。業務再編について積極的な提案を求めます。
282	ヘルプデスクについて	要求水準書	第2	6	(1)	イ	③	業務詳細は後日公表とありますが、いつになりますか。	募集要項公表までに公表する予定です。
283	特例事例による個別対応	要求水準書	第2	6	(1)	イ	③	事業者は、空間ランク及び緊急度によりカテゴリーを区分し、そのカテゴリーごとのレスポンスタイム及び特別事例の原案を作成するとありますが。原案の作成は、提案時に求めるものか、事業者選定後に求めるものか明確に提示ください。	提案時に原案の考え方について提示していただき、落札者決定後、具体的な案や数値を提示していただく予定です。
284	要求水準にない業務項目	要求水準書	第2	6	(1)	イ	③	要求水準にない業務項目は都の業務と考えてよろしいでしょうか。	各業務の業務区分に記載がない業務、都が主担当(◎)の業務は、原則として都の業務です。ただし記載がない場合であっても、要求水準を満たすために必要と判断され、かつ契約金額に影響のない範囲のものについては事業者にと求めたいと考えます。
285	業務コア時間帯における責任者の配置	要求水準書	第2	6	(1)	イ	④	「各業務の要求水準を満たす責任者が院内に常駐し、…」とありますが、責任者は正副等複数選任しそのうちの誰かが常駐していればよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。(関連:質問No294、302)
286	HACCP	要求水準書	第2	6	(1)	イ		HACCPの認定は必要でしょうか。HACCP基準で品質管理をすればよいのでしょうか。	医療法の規定を満たすことを最低限の条件とします。
287	レスポンスタイム	要求水準書	第2	6	(1)	イ		レスポンスタイムは目安であるとの記述がありますが、契約段階で見解の相違がでる恐れがあると考えます。契約段階でどのような基準で問題解決をおこないますでしょうか。	募集要項公表時に、より具体的に提示いたします。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所				質問	回答	
288	病院からの依頼、問い合わせ	要求水準書	第2	6	(1)	ウ	1)	病院からの依頼、問い合わせルートは、病院側窓口担当者から事業者側の窓口担当者となると理解してよいでしょうか。 (病院STAFFからの問い合わせはヘルプデスクがある故)	業務改善要望などについてはそのように考えています。ただし医療安全との関係も踏まえ、すべての連絡・交渉をヘルプデスクが行うことは想定しておりません。
289	院内委員会・会議について	要求水準書	第2	6	(1)	ウ	1)	「当該業務に関連する院内委員会・会議へ参画すること」とありますが、院内委員会、会議の開催頻度をご提示ください。また、院内委員会、会議の都側の構成メンバーについても概略をご教授ください。	①運営会議(週1回開催)、経営改善委員会(隔月1回)、医事委員会(月1回)などの参加を想定しています。 ②院長、副院長、看護部長、事務局長、各診療部(医)長、コ・メディカル科長(技師長)、事務などの院内各部門の職員により構成されています。
290	多摩キャンパス内・地域連携への支援・協力について	要求水準書	第2	6	(1)	ウ	3)	病院と地域他施設との連携への支援・協力についての記述がありますが、事業者の行う運営業務として、どのような支援・協力を想定してご提案すればよろしいでしょうか？また、地域他施設は現在想定されている具体的な対象施設はあるのでしょうか？	連携主体は病院の診療サイドとなります。ただし、診療の標準化や転院時の診療情報の共有、高度医療機器の共同利用など、事業範囲と関連性の高い連携も想定しています。そうした部分について、積極的に支援協力していただくことを求めます。 現時点では具体的な対象施設は特定しておりませんが、大学病院や多摩地域を中心とする病院や診療所などを想定しています。
291	多摩キャンパス内・地域連携への支援・協力について	要求水準書	第2	6	(1)	ウ	3)	病院と地域他施設との連携に積極的な支援・協力をすることとありますが、連携に関する現時点で想定されている、地域他施設の要望を教えてください。	(質問No290参照)
292	業務員雇用について	要求水準書	第2	6	(1)	ウ	5)	業務担当者としての基準をお示しいただいておりますが、現在両病院で勤務されているご担当者を、将来的に新病院で事業者が雇用することは応募の際に条件付けされるのでしょうか。	条件とすることは想定しておりません。
293	緊急時の対応(システムバックアップについて)	要求水準書	第2	6	(1)	ウ	6)	bのiiに「緊急指示された時間内に検査結果を病院情報システムに送信できるよう、バックアップ体制を整える」との記載がありますが、具体的には様々なデータを適切にバックアップしておき、必要に応じて病院情報システムに送信できるということでしょうか？	ご理解のとおりです。
294	業務担当者/現場責任者	要求水準書	第2	6	(1)	ウ	6)	業務担当者とは、協力企業において当該特定事業を実施する際の、業務員一人一人を指すのですか。それともSPC内の人員を想定しているのですか。 現場責任者とは、協力企業において当該特定事業を実施する際の責任者を指すのですか。それともSPC内の総責任者を想定しているのですか。また後に出てくる統括責任者との違いはどのようにお考えですか。	業務担当者は実際の業務を行う者を指します。現場責任者は、日々の作業などにおける現場監督者、統括責任者は各業務の総責任者を指します。 募集要項公表時に、用語集として正式に定義いたします。 (関連:質問No285、302)

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答
295	危機管理	要求水準書	第2	6	(1)	エ		危機管理 緊急対応における役割分担は具体的に開示していただけるでしょうか。	落札者決定後、危機管理計画の一つとして、運用規程を策定していただきます。(関連:質問No298)
296	業務区分表	要求水準書	第2	6	(1)	エ		設備の管理において事業者の直接の責務によらないとは、経年劣化による修繕や更新と考えてよろしいのでしょうか	ご理解のとおりです。
297	業務区分表について	要求水準書	第2	6	(1)	エ		業務区分表に共通した質疑ですが、都と事業者の両者に◎ないしは○が記載されている項目について、その区分を明確に願えないでしょうか。	今後、要求水準書(案)の中で再整理します。
298	危機管理計画	要求水準書	第2	6	(1)	エ		原則として、事業者が実施する各業務に係る危機管理計画は事業者側で立案可能ですが、それ以外(i.e.診療、治療行為)を含む病院全体としての危機管理計画については(無論立案支援は致しますが)事業者が立案することは困難な為、病院全体としての運営マニュアルと併せ、都で立案・作成するという理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。先に病院側で作成する病院全体の危機管理計画があり、それに沿う形で各業務の危機管理計画を事業者が作成するものとお考えください。(関連:質問No295)
299	総合管理	要求水準書	第2	6	(1)	エ		総合管理の対象の中に、都の職員の方々は入らないという理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
300	費用負担区分表	要求水準書	第2	6	(1)	オ	(エ)	委託業務の経費の内、計画外修繕の定義は?	施設マネジメント業務や医療機器の管理・保守点検業務などでは、計画的かつ予防保全的な保守点検・修繕を行うことを前提としています。計画外修繕は、それ以外の修繕を指します。例として、都の要望による壁紙の改装や自然災害等による施設・設備の破損等があげられます。募集要項公表時に、用語集として正式に定義します。
301	材料費	要求水準書	第2	6	(1)	オ		材料費 簡易工作とはどのようなものでしょうか。	棚など日用大工程度の技術でできる備品の作成や、縫製などを指します。業務として必然的に発生する作業ではないため、あえて分けています。
302	費用負担区分表	要求水準書	第2	6	(1)	オ		費用負担区分表における「業務担当者」と「当該業務職員」「職員」の解釈のしかたについて提示願います。また、各業務の中に「職員の」と表現されているものが東京都職員を意味しているものであれば、各業務ごとの人員数を提示ください。	①「業務担当者」「当該業務担当者」は、質問No294をご参照ください。 ②費用負担区分表の「病院職員」の定義についてはご理解のとおりです。(関連:質問No285) ③(質問No61参照)
303	費用負担区分表	要求水準書	第2	6	(1)	オ		事業者持ち込みの設備機器には、熱源等の基幹設備の持込も含まれると考えてもよろしいのでしょうか。	熱源などの基幹設備は、病院施設と同じ扱いで、所有権が都に移転します。
304	費用負担区分表	要求水準書	第2	6	(1)	オ		当該委託業務経費の修繕費において大規模修繕は事業期間内に想定されるのですか。	(質問No28参照)

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答
305	経費、修繕費の費用負担の区分	要求水準書	第2	6	(1)	オ		当該委託業務の「経費、修繕費(大規模修繕は除く)」の欄が、業務要求水準6 運営業務 (2)多摩広域基幹病院 のP123の表と異なります。どちらが正でしょうか。	表は再整理いたしますが、計画外修繕とそれにかかる部品費は都、軽微な修繕とそれにかかる部品費は事業者の負担となります。ただし、事業者の責務による計画外修繕とその部品費は事業者負担とします。
306	諸帳簿類の種類について	要求水準書	第2	6	(1)	オ		当該委託業務の経費のうち、その他経費で諸帳票類が事業者負担ですが、都の指定する帳票類の種類をご提示下さい。	帳票類の種類は、落札者決定後に協議します。
307	通信運搬費(電話料金等)の範囲について	要求水準書	第2	6	(1)	オ		通信運搬費は事業者負担となっておりますが、これはインターネットサービスプロバイダー費用や光ファイバー費用等のネットワーク通信費も含まれるのでしょうか？	含みます。
308	簡易工作の材料費	要求水準書	第2	6	(1)	オ		簡易工作の材料費とはどのようなものを想定されていますか。	(質問No301参照)
309	情報システムの安全対策について	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ア) ①	b iiに、「院外で行われた検査であっても、その結果を適時適所に伝えることが出来るシステム」とありますが、院内の情報システムを院外のネットワークと接続することは問題がないでしょうか。また、その際のウィルスやハッキングに対し想定される対策はありますが、想定外のリスクは都が負うと理解してよろしいでしょうか。	直接の接続は想定しておりません。
310	多摩広域基幹病院の医療機能を踏まえた対応をすること	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ア) ③	「緊急時」の内容により、対応の体制ならびに方法が異なるので、もう少し詳しいケース分類を示してください。例えば、広域災害(物資や交通の途絶)・地域での災害や大規模な事故(大量患者の発生)・システム障害の発生・予約や予定外の急患など。	募集要項公表までに、より具体的に提示します。
311	多摩キャンパス内・地域連携への貢献	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ア) ③	「多摩キャンパス内における連携促進を踏まえたデータ構築を行う」とありますが、現在使用中、あるいは今後使用を予定している検査項目ならびにコード、アプリケーションソフト等があれば、示してください。	①現在の検査項目については、募集要項公表までに公表します。 ②開設時は次期検査部門システム(サブシステム)の導入を想定しています。
312	健全経営への貢献	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ア) ③	「原価計算などが可能となる検査部門システムとする」とありますが、現在使用中あるいは今後使用予定のシステムがあれば、示してください。	開設時は実績集計にとどまらず、診療材料や試薬との関係などを含めた詳細な原価計算ができる次期検査部門システム(サブシステム)の導入を想定しています。
313	業務担当者	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ア) ③	「業務の指導監督を行う医師を選任する」とありますが、これは事業者が配置するのか、都の医師の中から選任するのか、どのように解釈すべきでしょうか。	医療法の規定を満たすために必要な有資格者とお考えください。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所						質問	回答
314	業務担当者	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ア)	③	「統括責任者には・・・臨床検査技師を配置すること」とありますが、「a ii」記載の「医師、臨床検査技師、または衛生検査技師を置くこと」と相違しています。臨床検査技師でよいのでしょうか、あるいは医師の方がよいのでしょうか。また、検体検査を担当する都側の職員の配置を示してください。	①統括責任者や精度管理責任者の記載については、修正予定です。 ②(質問No61参照)
315	経営管理データの報告頻度	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ア)	③	d に、「検査に関わる経営管理データの適時報告が行えること」とありますが、報告の頻度はどの程度を想定されますでしょうか。	日報・月報・年報単位での報告を求めますがこの限りではありません。
316	業務の指導監督を行う医師の選任について	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ア)	③	a ii に、「業務の指導監督を行う医師を選任すること」とありますが、病院側の医師が指導管理するのではなく、事業者側で指導管理する医師を雇用するということでしょうか。	(質問No313参照)
317	業務コア時間帯	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ア)	④	人員配置を検討する参考にしたので、「④ 4」想定業務量 1.1年間実施件数」の曜日ならびに発生時刻別の件数データがあれば、示してください。	検査件数については、曜日別や時刻別には集計していません。
318	業務区分表	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ア)	④	「24時間緊急検査」について、細菌検査・輸血検査は、都が行うことになっていますが、これら検査の「試薬・消耗品管理」ならびに「作業日誌等」は、前段記載と同様に都が行うと考えてよいでしょうか。	「作業日誌等」はご理解のとおりです。 「試薬・消耗品管理」及び「検査機器」につきましては、「調達管理関連業務」「医療機器の管理・保守点検業務」として調達・在庫管理を事業者の業務とする方向で検討しています。
319	業務区分表	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ア)	④	「渉外情報管理」の「渉外」の内容を説明してください。また、細菌学検査・病理検査・輸血検査の書類の保管管理も事業者の業務でしょうか。	要求水準書(案)第2-6(1)運営業務総論のエ各業務共通する業務区分表をご参照ください。
320	業務区分表	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ア)	④	「委員会」について、輸血検査は、都の専管業務ですが、事業者が「輸血・・・委員会」に出席する目的は何でしょうか。	現時点の想定では、先進医療技術情報の提供などを期待しています。
321	費用負担区分表	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ア)	④	対象は、全て検体検査に要する費用と考えてよいでしょうか。細菌学検査・病理検査・輸血検査で、事業者が負担すべき事項があれば示してください。	(質問No318、No326参照)
322	検体検査の業務区分	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ア)	④	細菌学検査、病理検査、輸血検査は都の業務分担ですので、これに必要な機器・試薬も都の分担と考えてよろしいでしょうか。	(質問No318参照)
323	各検査項目ごとの想定業務量について	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ア)	④	想定業務量につきましては、各検査項目ごとの実施数について具体的にお示しいただけますでしょうか。	募集要項公表時に提示する予定です。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所						質問	回答
324	検査機器スペックについて	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ア)	⑤	費用負担区分につきまして、「検体検査機器設備」は事業者の負担とされておりますが、機器のスペックをご提示願えますか。	検体検査業務はブランチャボの導入を想定しておりますので、事業者実施の検査にかかる機器につきましては、都が別途特定しない限り、事業者に選定していただきます。細菌検査・病理検査・輸血検査につきましては、質問No318をご参照ください。
325	病院情報システムの仕様と開発範囲について	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ア)	⑤	費用負担区分につきまして、「部門コンピュータシステム(インターフェイスの開発を含む)」は事業者の負担とされておりますが、都が整備される病院情報システムにつきまして、仕様と開発範囲の公開をお願いいたします。	都が整備する病院情報システムの仕様については、個別に示す方向で、現在検討しています。また、開発範囲については、募集要項公表までに公表する予定です。
326	費用負担区分表(検体検査)	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ア)	⑤	業務区分によれば、細菌、病理、輸血については、365日・24時間にわたり、事業者の範疇外と理解しておりますが、それにより費用負担区分における部門コンピュータシステム関連費用等についても、細菌、病理、輸血については事業者の業務範囲外という認識でよろしいですか。	病院情報システムと事業者側システムの関わり方について、現在検討しております。ただし現在未公表の「情報システムの開発・整備業務」「情報システムの運営・保守管理業務」として事業範囲となる可能性があります。
327	多摩広域基幹病院 / 小児総合医療センター2施設の検体検査施設共用について	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ア)		統合検査室を施設内に設置し、検査機器、委託職員を、共有使用することは可能であるか、法務面、効率的運用の観点から、ご教示をお願いします。 (小児特有の検査機能・要求水準を遵守することを前提) (質問の背景) 両施設別々に同じ機能を有した検査機器・職員を配置するのではなく、統合検査室に、共有できる機器・委託職員を集約することにより検査業務効率、低コスト化につながると考える。	医療法第21条第1項第5号により、2病院1検査室による「検査機能」の共有はできません。検査機器・設備も同様です。委託職員については、医療法施行規則第9条の8で定める規定を遵守してください。これらを満たしており、かつ病院機能に支障のない形での提案を期待します。
328	多摩キャンパス内・地域連携への貢献の具体例	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ア)	③ (イ) ③	各業務に於いて、下記記述がありますが、都(病院)が事業者に求める支援・協力の具体的内容についてお教え下さい。 a 病院の多摩キャンパス内施設との連携に積極的な支援・協力をする。 b 病院の地域他施設との連携に積極的な支援・協力をする。 c 地域を含めた医療技術者人材育成に積極的な支援・協力をする。	(質問No290参照)
329	小児給食	要求水準書	第2	6	(3)	ア	(イ)	①	小児給食「美味しく」との表記ありますが、どのような評価基準を考える予定ですか。	募集要項公表時に、モニタリングの考え方を提示いたします。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所						質問	回答
330	多摩キャンパス内・地域連携への貢献	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(イ)	③	「食事の提供業務」について、「多摩キャンパス内施設ならびに地域他施設との連携に積極的な支援・協力をする」とありますが、事業者は、他の施設への食事の提供を行う必要があるのでしょうか。あるいは、行ってもよいのでしょうか。	地域連携の支援協力についての考え方は、質問No290をご参照ください。他施設への食事提供については必要ありません。
331	災害発生時に適切な対応を取ること	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(イ)	③	「食事の提供業務」について、「適量の食材及び水を備蓄し」とありますが、備蓄の対象となる日数が決まっているのであれば、日数を示してください。	現状では、概ね3日程度です。
332	統括責任者に求める経験について	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(イ)	③	「多摩広域基幹病院と同等規模以上の総合病院を含む医療機関での」と記載がありますが、規模については具体的に何を指標としていますか。また、医療機関とは何を対象とすればよろしいでしょうか。	病床数及び診療機能、提供食数などを目安としています。対象の医療機関は急性期病院一般病床を想定しています。
333	バイキング形式の食事について	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(イ)	③	b ii に、「必要な場合にはバイキング方式を取り入れた食事の提供」とありますが、どの病棟(看護単位)での実施を想定しておられますか。また、実施する場合の費用については通常の運営とは別に協議によると考えてよろしいでしょうか。	募集要項公表時に提示する予定です。
334	食事の配膳・下膳の業務分担	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(イ)	③	a xi の下膳について、P37の医療作業業務の業務内容に食事の準備・後片付けとありますので、下膳は病室から厨房まで全て事業者側の業務となるのでしょうか。また、配膳もベッドサイドまで事業者側の業務でしょうか。	業務再編について積極的な提案を求めます。ただし、ベッドサイドへの配膳は看護業務となります。
335	業務区分表	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(イ)	④	「臨床栄養業務支援」の担当が、都になっていますが、支援業務は事業者の役割であり、担当は事業者ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。表記を再整理します。
336	業務区分表	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(イ)	④	厨房機器は、都が設置する機器を事業者が使用するのですか。あるいは事業者の持ち込みでしょうか。	原則、事業者が整備し、都が買い取ることを想定しています。
337	食事の提供業務について	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(イ)	④	業務区分表において、食数指示は都が実施するとありますが、仮に、食数の過不足が生じた場合、それに伴うリスクは都に負担していただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
338	食材の選択について	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(イ)	④	食材について、仕入れ先・規格・等級に関しては事業者に一任されていると考えてよろしいでしょうか。	募集要項公表までに明らかにします。
339	調乳業務について	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(イ)	④	調乳に関しまして「粉乳・経管栄養剤等の計量」がすべて事業者業務となっておりますが、治療の目的で薬品等を混合する場合には都自身で行われるという想定でも構わないでしょうか。	事業者が治療目的で調乳や経管栄養に薬剤を入れることは想定していません。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所						質問	回答
340	業務区分(食事の提供)	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(イ)	④	調乳業務について、所謂「あたため」作業は患者さんの関係者自ら、又は病院職員の方が行うという理解で宜しいですか。	「あたため」作業は病院職員が行います。
341	病院情報システムの仕様と開発範囲について	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(イ)	⑤	費用負担区分につきまして、「部門コンピュータシステム(インターフェイスの開発を含む)」は事業者の負担とされておりますが、都が整備される病院情報システムにつきまして、仕様と開発範囲の公開をお願いいたします。	(質問No325参照)
342	食材の災害時用備蓄	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(イ)	⑤	費用項目の食材費に災害時用備蓄の購入費用は含まれますか。含まれる場合は災害時用備蓄の内容をご提示下さい。	災害時用備蓄の食材は、他の食材と同様に給食材料費により購入します。災害時用備蓄の内容としては、飲料水、粉ミルク、穀類保存食、魚肉・畜肉保存食、野菜・果実液体保存食、果肉保存食、経管栄養剤等です。
343	事業者負担の取扱について	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(イ)	⑤	「◆:事業者が調達し、病院に所有権を移転する。(見積における運営費には含めない項目)」の記載がありますが、具体的には部門コンピュータシステムは所有権を病院に移転し、その運用保守管理費用は事業者が見なくて良いということによろしいでしょうか?	部門システムについては、現在公表していない「病院情報システムの開発・整備業務」及び「病院情報システムの運営・保守管理業務」として再整理いたします。現時点では、調達、運用保守管理をシステム関連の業務として事業者に行っていただくことを想定しています。
344	事業者負担の取扱について	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(イ)	⑤	「◆:事業者が調達し、病院に所有権を移転する。(見積における運営費には含めない項目)」の記載がある業務内容(P23)と検体検査業務(P12)のように記載が無い業務内容が存在しますが、同じ部門コンピュータシステムで所有権の移転が必要なものとそうでないものを区分している理由は何でしょうか?運用保守管理の立場からすれば、統一していただく方が良いと思いますが。	病院情報システムと事業者側システムの関わり方は、検討中ですので確定ではありません。現時点では、業務の特性や業務区分に応じて決めています。
345	業務コア時間帯	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ウ)	④	業務コア時間帯以外の時間帯では、「事業者全体として対応する」とありますが、どのような対応形態を要求しておられるのか、「6運営業務 (1)総論」5頁の「他業務担当者が対応・補助にあたるなど」以外の形態を想定されているのであれば、もう少し具体的な説明をお願いします。	募集要項公表時に明らかにします。
346	業務区分表	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ウ)	④	表中の「業務区分」欄に、生理検査業務支援など、「支援」ならびに「補助」の記載がなされていますが、これでは、都が主担当になる業務まで支援、補助業務となりますので、事業者が主担当の業務のみを業務支援、補助業務と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。医療行為そのものを事業者が補助的に行うことは想定しておりません。ここで設定する「業務支援」「補助業務」はすべて、病院主体の診療業務に付随して発生する周辺作業を指しています。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所						質問	回答
347	電子カルテ・オーダーリングなどの入力	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ウ)	④	電子カルテ・オーダーリングなどはすべて医師がご自身で入力されるものと考えてよろしいでしょうか。	電子カルテ・オーダーリングなど診療に直結するものについては、ご理解のとおりです。
348	環境整備の内容	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ウ)	④	その他の業務内容にある「環境整備」とは具体的にどのような業務内容かをご提示下さい。	診療環境や患者さんの安全を確保するための整理整頓を想定しています。
349	定期シーツ交換時の準備、ベッドメイキング、後片づけの業務区分	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ウ)	④	病棟作業補助業務のうち、リネン類の整備で「定期シーツ交換時の準備、ベッドメイキング、後片づけ」が事業者の業務となっていますが、患者様の移乗が必要な場合は、看護師の業務と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、将来的な法制度の変更によっては、柔軟に対応することも期待したいと考えます。
350	患者の日常生活にかかわる業務の区分	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ウ)	④	「患者の日常生活にかかわる業務」の多くは、都が◎、事業者が○となっており、業務の区分が明確ではありません。区分を具体的に御指示いただけないでしょうか。	(質問No297参照)
351	費用負担区分表	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ウ)	⑤	光熱水費の項目がありませんがよろしいでしょうか。	光熱水費はすべて事業者負担になります。
352	医療作業業務についての部門コンピュータシステム	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ウ)	⑤	医療作業業務についてのみ費用負担区分表に部門コンピュータシステム(インターフェースの開発含む)の項目がありませんが、医療作業業務に関連する部門システムは都が開発・整備するということによろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。医療作業業務で使用する部門システムはすべて診療サイドのシステムとなります。ただし現在未公表の「情報システムの開発・整備業務」「情報システムの運営・保守管理業務」として、開発・整備を事業範囲とする可能性はあります。
353	業務コア時間について	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(ウ) (エ)	④ ③	業務コア時間の記載について、多くの業務では2病院で同時枠設定となっていますが、医療作業業務と清掃業務のみ記載が違う点、間違いはないでしょうか？ ＜医療作業業務・実施方針等での記載＞ 多摩広域基幹では「午前8時30分から午後5時15分まで」 小児総合医療では「午前8時00分から午後5時00分まで」 ＜清掃業務・実施方針等での記載＞ 多摩広域基幹では「午前8時30分から午後5時15分まで」 小児総合医療では「午前7時00分から午後5時15分まで」	募集要項公表時に明らかにします。
354	業務担当者	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(エ)	③	MEセンターの人員配置について、事業者は、現場責任者等に臨床工学士等の有資格者を配置することになりますが、その人数・都スタッフとの重複度合い・人員体制の検討のため、MEセンター内での都職員の予定数、有資格者数をお示しください。	(質問No61参照)

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所						質問	回答
355	業務区分表	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(エ)	④	業務内容に機器の設置及び廃棄がありません。事業外と考えてよろしいでしょうか。また、主な点検項目例、主要医療機器の提示はいつになりますか。医療機器について主要と限定するのではなく可能な限り提示いただきたいと思います。	①設置については改めて検討していきます。 ②廃棄は処理業者と都が直接契約する必要があるため、都の業務となります。 ③医療機器項目の提示については、質問No42をご参照ください。
356	医療機器リストの公開について	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(エ)	④	業務量の予測をするために、現時点で医療機器の管理・保守点検業務の対象と想定されている機器のリストを公開していただけますでしょうか。	(質問No19、42参照)
357	現病院から引き継がれる医療機器について	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(エ)	④	医療機器の管理・保守点検業務におきましては、現在使用中の機器を新病院に引き継がれる場合もあると予測します。現病院から新病院に引き継がれる医療機器の管理・保守点検業務は都の業務と考えてよいでしょうか。	(質問No19、42参照)
358	病院情報システムの仕様と開発範囲について	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(エ)	④	費用負担区分につきまして、「部門コンピュータシステム(インターフェイスの開発を含む)」は事業者の負担とされておりますが、都が整備される病院情報システムにつきまして、仕様と開発範囲の公開をお願いいたします。	(質問No325参照)
359	業務区分(医療機器の管理・保守点検)	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(エ)	④	医療機器購入支援及び診療材料購入支援の中の、「購入条件交渉」に係る都と事業者の主従分担とは、具体的にどのようなものを想定されているのですか。	募集要項公表時に明らかにします。
360	業務区分(医療機器の管理・保守点検)	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(エ)	④	医療機器中央管理について、どの機器を中央管理の対象とするかは、事業者が一方的に提案し難いところがありますので、ある程度のガイドラインは募集要項公表時に示されると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
361	多摩広域基幹病院の「ア(エ)医療機器の管理・保守点検業務」の費用負担区分	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(エ)	⑤	医療機器の保守・修繕経費が都負担となっておりますが、PFI事業契約で規定されるサービス対価とは別に、実費が都から事業者に対して支払われるということなのでしょうか？	考え方としては、各業務共通する費用負担区分表についての回答(質問No300)をご参照ください。現時点ではこれに沿った形を想定しております。募集要項公表時に再度提示いたします。
362	費用負担区分(医療機器の管理・保守点検)	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(エ)	⑤	機器設備、保守・修繕経費等について、都に○がついている意味は、BTO的に都度一括で対価が支払われるという理解で宜しいですか。また、部門システムについて、事業者側に◆印がついていることは、BOT的に、事業期間終了時に所有権移転ということでしょうか。また食事提供に係る部門システムと同様、見積には含めないという理解でよろしいですか。	機器設備についてはご理解のとおりです。既存病院からの継続利用もありますが、移転時の新規購入分については初期投資分の対価として支払います。部門システムについては、現在公表していない「病院情報システムの開発・整備業務」及び「病院情報システムの運営・保守管理業務」として再整理いたします。(関連:質問No343)

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答	
363	費用負担区分表	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(エ)		医療機器の監理・保守点検業務に関する当該執務室光熱水費が、都負担となっているが、正しいか。共通及びその他の業務においては事業者負担となっている。	光熱水費はすべて事業者負担になります。
364	医療機器リスト	要求水準書	第2	6	(2)	ア	(エ)		医療機器リスト(予定)はいつ開示されますか。	(質問No42参照)
365	業務概要	要求水準書	第2	6	(2)	イ	(ア)	①	「物品の価格交渉支援を行う」、「購買、在庫・・・の各管理を行う」とありますが、価格交渉ならびに購入価格の決定は都の職員が行い、事業者は、決定価格に従った購買の手続き(書類作成、発注、検収など)を行う、と理解して宜しいでしょうか。また、52頁の業務区分表「薬品管理」では「購入元・購入単価決定」の主担当が事業者であり、都は「購買計画」のみを主担当とする記述になっています。この記載との関係についても教えてください。	事業者が調達事務に関する助言、支援を行い、調達金額は都が精算する「調達代行」にするか、事業者が一定金額の委任を受けて調達する「一括調達」にするかについては、応募者によってノウハウが異なると考えられるため、応募者の提案によりたいと考えています。
366	病院情報システムの仕様と開発範囲について	要求水準書	第2	6	(2)	イ	(ア)	⑤	費用負担区分につきまして、「部門コンピュータシステム(インターフェイスの開発を含む)」は事業者の負担とされておりますが、都が整備される病院情報システムにつきまして、仕様と開発範囲の公開をお願いいたします。	(質問No325参照)
367	物流管理について	要求水準書	第2	6	(2)	イ	(ア)		物流管理の都・事業者の責任分担と事業形態(院内倉庫・院外倉庫)などは自由な選択を考えますか。それとも望ましい運営形態を提示される予定ですか。	(質問No368参照)
368	業務形態概念図(物流管理業務)	要求水準書	第2	6	(2)	イ	(ア)		業務形態概念図として、①役務提供型、②院内倉庫型、③院外・外倉庫型の3つがありますが、どの形態にするかは事業者の提案次第ということよろしいですか。	ご理解のとおりですが、現時点では院内の中央倉庫(診療材料・薬剤)設置を最低限の条件として想定しています。
369	中央滅菌材料室業務件数の想定業務量	要求水準書	第2	6	(2)	イ	(イ)	④	中央滅菌材料室業務件数の想定業務量について、想定件数をご提示下さい。	募集要項公表時に提示する予定です。
370	費用負担区分表	要求水準書	第2	6	(2)	イ	(イ)	⑤	費用負担区分表において、都負担とある院内滅菌消毒付帯設備機器及び器機、鋼製小物、滅菌コンテナ、院内搬送車等医療用備品について主要なものについては器機リストを提示願います。	今後、提示していきます。
371	病院情報システムの仕様と開発範囲について	要求水準書	第2	6	(2)	イ	(イ)	⑤	費用負担区分につきまして、「部門コンピュータシステム(インターフェイスの開発を含む)」は事業者の負担とされておりますが、都が整備される病院情報システムにつきまして、仕様と開発範囲の公開をお願いいたします。	(質問No325参照)

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所						質問	回答
372	洗濯業務 業務概要	要求水準書	第2	6	(2)	イ	(ウ)	③	洗濯し、再利用する患者や病院職員の衣類等の調達は、73頁の費用分担区分表では「都が購入する」となっていますが、65頁では「柄や素材に配慮し」と記載され、事業者が品物を選定すると受け取れます。品物の選定、購入のプロセス、都ならびに事業者の関わり方について説明してください。	募集要項公表時に明らかにします。
373	院内・院外洗濯の区分	要求水準書	第2	6	(2)	イ	(ウ)	③	d に「洗濯の方法について、院内・院外の区分等最適な提案を行い実施すること」とありますが、院外で行う場合はP69の業務区分表における院内洗濯を院外洗濯に置き換えて考えればよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、感染性衣類等の一次消毒は病院施設内で行う必要があるため、最低限の洗濯施設は必要になります。また院外で洗濯をする際、医療法の規定に沿った体制を整える必要があります。
374	想定業務量について	要求水準書	第2	6	(2)	イ	(ウ)	④	提示いただいた年間洗濯予定数量には、業務区分において病院が自ら実施すべき業務とされている感染症の病原体あるいは診療用放射線元素に汚染されているまたは恐れのあるものは含まれていますか。含まれている場合は、前記数量を提示ください。	感染症の病原体に汚染されている、または恐れのあるものについては、院内での消毒後、洗濯委託にしています。また、放射線元素に汚染されたものについては、洗濯とは別に保管・処分しています。
375	ユニフォーム仕様について	要求水準書	第2	6	(2)	イ	(ウ)	④	「職員用診療衣の管理」は事業者の業務とされていますが、各業種ごとに必要となるユニフォームの種類、個人支給枚数について、ご提示いただけますでしょうか。	職員用診療衣の種類、数量については、別に掲げる「病院経営本部被服貸与事務取扱要綱」を参照してください。
376	院内在庫の割合	要求水準書	第2	6	(2)	イ	(ウ)	④	院内在庫の割合の提示をお願いします。	年間の予定数量を踏まえ、業務に支障のない数量を院内在庫として確保してください。府中病院の例では、タオルやおしぼりタオルなどリネン類は、1日分程度、リース物品については、寝具等が病床数の6～7割程度、カーテンを全体数量の5%以上を確保しています。 (質問No454参照)
377	病院情報システムの仕様と開発範囲について	要求水準書	第2	6	(2)	イ	(ウ)	⑤	費用負担区分につきまして、「部門コンピュータシステム(インターフェイスの開発を含む)」は事業者の負担とされておりますが、都が整備される病院情報システムにつきまして、仕様と開発範囲の公開をお願いいたします。	(質問No325参照)
378	リースする品目の区分	要求水準書	第2	6	(2)	イ	(ウ)	⑤	都の負担により購入する品目と事業者によりリースする品目を区分してご提示願えませんでしょうか。	募集要項公表時に明らかにします。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答
379	業務基本方針【物流部門の基本方針】	要求水準書	第2	6	(2)	イ	(ウ)	「新病院情報システムを活用した」とありますが、事業者が整備する情報システムを検討する参考のため、現在稼動中、あるいは都が導入予定の、物流部門に関する情報システムについてお示しください。	現在稼動中の物流システムは、品目別の納入価、購入数量、部所別の払出数量などの使用状況を把握するものであり、経営管理に活用されています。新病院情報システムにおいては、使用状況だけでなく、電子カルテシステムと物流システムの連携により部門別収支を明らかにするなど、収入と費用の関係を明確化し、より効果的な経営管理を行う総合的なシステムの構築を目指します。
380	洗濯業務 業務概要	要求水準書	第2	6	(2)	イ	(ウ)	洗濯し、再利用する、患者や病院職員の衣類等の調達は、購入(メンテナンス費用が発生)が基本でしょうか、リース品の利用(通常一部メンテナンス費用を含んだ契約が多い)が基本でしょうか、費用検討の参考としてお示しください。	(質問No378、381参照)
381	清拭で消毒可能なマットレスの採用について	要求水準書	第2	6	(2)	イ	(エ) ③	b i に、「適切な洗浄・消毒を行い・・・」とありますが、ベッド・マットレス共に清拭では不足でしょうか(マットレスは通気性・吸水性のないものに限定されますが)。また、P79の費用負担区分表にマットレスは都の購入となっておりますが、機能面と運営面からマットレスの提案を受け入れていただけるのでしょうか。	募集要項公表時までには明らかにします。
382	寝具類の仕様基準について	要求水準書	第2	6	(2)	イ	(エ) ④	布団・毛布などの寝具類の仕様基準をお示しただけでしょうか。	募集要項公表時に明らかにします。
383	寝具類の洗濯・消毒頻度基準について	要求水準書	第2	6	(2)	イ	(エ) ④	寝具類の日常洗濯・消毒頻度の基準(1回/週など)をお示しください。	募集要項公表時に明らかにします。
384	寝具類の仕様基準について	要求水準書	第2	6	(2)	イ	(エ) ④	入院患者用寝具の季節対応(掛け布団の交換など)は事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
385	病院情報システムの仕様と開発範囲について	要求水準書	第2	6	(2)	イ	(エ) ⑤	費用負担区分につきまして、「部門コンピュータシステム(インターフェイスの開発を含む)」は事業者の負担とされておりますが、都が整備される病院情報システムにつきまして、仕様と開発範囲の公開をお願いいたします。	(質問No325参照)
386	ベッド・マットレスなどの補修・修繕費、劣化・破損寝具などの処理費	要求水準書	第2	6	(2)	イ	(エ) ⑤	都が購入されるベッド・マットレスなどの補修・修繕費、劣化・破損寝具などの処理費は都の負担としていただけませんかでしょうか。	検討し、募集要項公表時に提示します。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答	
387	業務基本方針【診療情報管理部門】	要求水準書	第2	6	(2)	ウ	(ア)	②	「都立病院間ネットワークの強化及び地域医療機関との情報連携をめざす」とありますが、データの共有化、ソフトの整合性の基礎になるコードならびにプロトコル等の共通化が必要と考えます。これらの現況と、今後の基盤整備の方向性をお示ください。	現在、都立病院間においてデータの共有化とマスターの共通化を目指して、病院情報システムを構築中です。基盤整備の方向性については、今後検討していきます。
388	紙カルテについて	要求水準書	第2	6	(2)	ウ	(ア)	④	管理するカルテ及び廃棄するカルテの物量を提示ください。	募集要項公表までに提示する予定です。
389	紙カルテの量について	要求水準書	第2	6	(2)	ウ	(ア)	④	新病院でも紙カルテを併用される場合は、その総量と普段扱う紙カルテの量を提示いただけますか。	(質問No388参照)
390	紙カルテ・データの移行について	要求水準書	第2	6	(2)	ウ	(ア)	④	現病院から新病院への紙カルテ・データの移行は都の業務と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
391	地域医療機関との連絡受付の内容について	要求水準書	第2	6	(2)	ウ	(ア)	④	業務区分表には「地域医療機関からの連絡受付」とありますが、ベッドコントロールは都業務と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)を再整理します。
392	部門情報システムの範囲について	要求水準書	第2	6	(2)	ウ	(ア)	⑤ (エ)	⑤ ⑤ 診療情報管理業務(P86)や医療事務業務(P96)のように、都負担で部門情報システムを開発すると読み取れる業務について、この部分については事業者側で作業が発生しないと考えるよろしいでしょうか？	(質問NO352, 326参照)
393	会計窓口での現金出納について	要求水準書	第2	6	(2)	ウ	(エ)	④	会計窓口では「特殊な支払い形態」以外の場合でも現金出納は行うのでしょうか。それとも自動入金機での支払いのみとお考えでしょうか。	現在、府中病院では会計窓口や自動入金機による現金出納を行っています。
394	会計窓口での現金出納について	要求水準書	第2	6	(2)	ウ	(エ)	④	「特殊な支払い形態」以外の場合でも会計窓口で現金出納を行うとすれば、事業者へ委託される業務でしょうか。	現在、府中病院では会計窓口や自動入金機による現金出納は委託しています。
395	未収金の徴収について	要求水準書	第2	6	(2)	ウ	(エ)	④	業務内容において「未収金の徴収」とありますが、「督促・催告処理」が都の業務ですから、ここでの徴収とは病院での収納業務と考えてよろしいでしょうか。	「未収金の徴収」は都の業務になります。要求水準書(案)を再整理します。
396	水光熱費の負担について	要求水準書	第2	6	(2)	ウ	(エ)	⑤	費用負担区分表において、当該執務室光熱水費の負担が都となっておりますが、事業者負担ではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
397	特別清掃や清浄度測定及び清掃消毒の実施頻度	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(ア)	④	特別清掃や清浄度測定及び清掃消毒について、実施頻度をご提示いただけませんか。	提案を評価します。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所						質問	回答
398	清掃仕様と増減方法について	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(ア)	④	清掃方法・清掃頻度等の仕様を提案しますので、その仕様による見積りを増減の基準金額と考えていただけませんか。	「性能発注」の考え方に基づき、提案いただいた仕様が要求水準を満たしていれば、そのように考えます。
399	感染性廃棄物	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(ア)		感染性廃棄物のうち感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物は具体的にどのようなものを想定していますか。	これらは感染性廃棄物(体液・血液・排泄物等が付着)のうち、産業廃棄物(不燃ゴミ)に分類されるものが「感染性産業廃棄物」、一般廃棄物(可燃ゴミ)に分類されるものが「感染性一般廃棄物」となります。以下はそれぞれの代表例です。 【感染性産業廃棄物】注射器、輸血・輸液セット類、スピッツ管類、シャーレ、試験管、アンプル、バイアル、注射針、メス刀、ハサミ類、カミソリ、ピンセット、等 【感染性一般廃棄物】手術用手袋、紙オムツ、綿球、包帯、尿コップ、チューブ類(経管栄養等)
400	医療ガス安全管理委員会について	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(イ)	③	医療ガス安全管理委員会の委員構成・及び開催頻度・検討事項等に関する情報を開示願います。同様に現在府中病院にて開催されている委員会等で本事業との関連があるものについてその概要を提示願います。	①概ね年1回程度開催 ②医療ガス設備の安全管理を確保するためのものを審議する。 ③院長・診療部長・内科部長・外科部長・麻酔科部長・看護部長・薬剤科長・庶務課長・看護長・施設係長で構成されています。
401	都立病院医療救護活動マニュアルについて	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(イ)	③	標記内容について提示ください。	募集要項公表までに提示する予定です。
402	多摩広域基幹病院の「エー(イ)施設メンテナンス業務」の業務区分	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(イ)	④	「計画的修理・修繕」と「計画外修理・修繕」の定義・区分をお示し下さい。	(質問No300参照)
403	大規模修繕の考え方	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(イ)	④	「修繕費(大規模修繕は除く)」と記載されていますが、大規模修繕に関する考え方をご指示ください。	(質問No28参照)
404	施設管理業務(光熱用水費)	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(イ)	⑤	病院光熱水費は事業者負担となっていますが、二病院全体の光熱水費を負担するということでしょうか。 なお、職員宿舎は対象外と考えてよいでしょうか	ご理解のとおりです。
405	施設管理業務(光熱用水費)	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(イ)	⑤	運営期間中において病院光熱水費に変動が生じた際の負担区分については、リスク分担表(案)に示された他のリスク項目(物価変動リスク、需要変動リスク、法令変更リスク、要求水準未達リスク)によってその負担先がきまると考えてよいでしょうか。	光熱水費については、どのような場合においても事業者負担で考えています。
406	施設管理業務(光熱用水費)	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(イ)	⑤	運営期間中において、各種の省エネ活動(日常活動、資本投資、その他)によってサービスを低下させることなく光熱水費を削減できた場合、その削減費用分はSPCの利益に供されると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所						質問	回答
407	病院情報システムの仕様と開発範囲について	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(イ)	⑤	費用負担区分につきまして、「部門コンピュータシステム(インターフェイスの開発を含む)」は事業者の負担とされておりますが、都が整備される病院情報システムにつきまして、仕様と開発範囲の公開をお願いいたします。	(質問No325参照)
408	大規模修繕について	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(イ)	⑤	大規模修繕および計画外修繕の定義をご教示願います。	(質問No28、300参照)
409	大規模修繕について	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(イ)	⑤	計画外修繕業務の費用負担は、都と事業者の双方の負担となっておりますが、具体的にはどのような費用負担方法を想定されているのかご教授いただきたい。	(質問No305参照)
410	施設メンテナンス業務(二病院共通)について	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(イ)		病院経営への貢献のためBEMSを活用することについては、従来の病院内にとどまらず、多摩キャンパス内や地域の他施設におけるビル(設備)群の一括集中管理(AEMS:エリア・エネルギー・マネジメント・システム)までを視野に入れているのでしょうか。 また想定している部門コンピュータシステムの管理対象単位(施設毎、設備毎、管理会社毎等)は今後の要求水準書の中で明確になっていくと考えてよいのですか。	当該敷地内のみを対象とします。 部門コンピュータシステムの管理対象範囲については、募集要項公表までに公表予定です。
411	費用負担区分表	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(イ)		施設メンテナンス業務に関する計画外修繕費の負担が、都及び事業者となっているが、その区別は？	(質問No305参照)
412	院内一般公開範囲の設定について	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(ウ)	①	講堂や図書室など病院内の施設を一般に開放する可能性がございましたら、開放範囲を明示していただけますでしょうか。	原則として、病院内施設の一般開放は行っていません。
413	安全教育について	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(ウ)	③	「保安警備職員ならびにその他病院職員に法令で定められた安全教育を行うこと」との記載がございますが、ここで言う法令で定められた安全教育とは消防訓練のことでしょうか？	消防訓練も含みます。
414	安全教育について	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(ウ)	③	「保安警備職員ならびにその他病院職員に法令で定められた安全教育を行うこと」との記載がございますが、ここで他病院職員の対象はどのような方を想定されているのでしょうか？	提案を評価する予定です。
415	定位置警備について	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(ウ)	③	業務区分表内にある業務内容の「定位置警備」とは、128P(提示資料-5では121P)の業務詳細項目の業務目的:定位置(玄関、受付、他出入り口等)の業務内容例として考えれば宜しいでしょうか？	定位置警備の意味としては、ご理解のとおりです。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所						質問	回答
416	巡回警備(多摩メディカルキャンパス内)について	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(ウ)	③	業務内容として「巡回警備(多摩メディカル・キャンパス内)」との記載がございますが、「多摩メディカル・キャンパス内」について具体的な範囲と対象を提示願います。(実施方針26Pの多摩ガン検診センター、など全域の敷地と建物すべて巡回する必要がありますのでしょうか?)	巡回警備の範囲は2病院施設及び附帯施設を中心に、現府中病院の職務住宅周辺も想定しています。
417	EMコール業務について	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(ウ)	③	業務内容の「EMコール業務」のEMの意味は「エマージェンシーコール」と考えればよいですか?	ご理解のとおりです。緊急時に放送等により院内の関係職員を招集する業務を指します。
418	事故、犯罪、災害など発生時の対応	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(ウ)	④	「事故、犯罪、災害など発生時の対応」について事業者の業務区分となっていますが、責任及び権限を考えると都との共同作業になると考えますがいかがでしょうか。	そのように考えています。ただし、危機管理計画のひとつとして問題発生時の運用規程を定めていただきますので、少なくともその規定に従って事業者として主体的に対応していただくことを求めます。
419	通信費について	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(ウ)	④	ここでいう「通信費(電話料金、..)」とは事業者が社内事務的に使用する通信費であり、本施設の保安警備業務に必要な通信費については、都の負担と考えて宜しいですか?	現時点では事業者負担を想定しています。
420	部門コンピュータシステムについて	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(ウ)	④	部門コンピュータシステムについてのメンテナンス及び修繕は事業者負担と考えてよろしいでしょうか?	(質問No300参照)
421	官庁手数料について	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(ウ)	④	官庁手数料とはどのような費用ですか?	法令上、必要な届出に関する費用とお考えください。
422	什器・備品について	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(ウ)	④	院内感染については対策委員会などから情報を得て、対策を講じていくことになっていますが、感染対策で用いる消毒剤なども什器・備品(掃除機・噴霧器・その他の清掃用具一式)に含まれるのですか?	清掃業務としての感染対策用の消毒剤であれば、ご理解のとおりです。
423	病院情報システムの仕様と開発範囲について	要求水準書	第2	6	(2)	エ	(ウ)	⑤	費用負担区分につきまして、「部門コンピュータシステム(インターフェイスの開発を含む)」は事業者の負担とされておりますが、都が整備される病院情報システムにつきまして、仕様と開発範囲の公開をお願いいたします。	(質問No325参照)
424	施設管理業務(対象施設)	要求水準書	第2	6	(2)	エ			職員宿舎について要求水準の記載がありませんが、業務対象外と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
425	多摩広域基幹病院の「アー(オ)患者等の搬送業務」の業務要求水準	要求水準書	第2	6	(2)				多摩広域基幹病院について「アー(オ)患者等の搬送業務」の業務要求水準が記載されていないのは何故でしょうか?(小児総合医療センターについては同業務の要求水準が記載されています。)今後、公表されるということでしょうか?それともPFI事業の対象には含まないということなのでしょうか?	想定しておりません。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所						質問	回答
			第2	6	(2)					
426	想定業務量	要求水準書	第2	6	(2)				業務量は入札要項書提示前に明示されますか。	業務量は、募集要項公表時に提示いたしますが、範囲や具体的な項目は検討中です。
427	情報システムの安全対策について	要求水準書	第2	6	(3)	ア	(ア)	③	b ii に、「院外で行われた検査であっても、その結果を適時適所に伝えることが出来るシステム」とありますが、院内の情報システムを院外のネットワークと接続することは問題がないでしょうか。また、その際のウィルスやハッキングに対し想定される対策はとりますが、想定外のリスクは都が負うと理解してよろしいでしょうか。	(質問No309参照)
428	経営管理データの報告頻度	要求水準書	第2	6	(3)	ア	(ア)	③	d に、「検査に関わる経営管理データの適時報告が行えること」とありますが、報告の頻度はどの程度を想定されますでしょうか。	(質問No315参照)
429	業務の指導監督を行う医師の選任について	要求水準書	第2	6	(3)	ア	(ア)	③	a ii に、「業務の指導監督を行う医師を選任すること」とありますが、病院側の医師が指導管理するのではなく、事業者側で指導管理する医師を雇用するというのでしょうか。	(質問No313参照)
430	検体検査の業務区分	要求水準書	第2	6	(3)	ア	(ア)	④	細菌学検査、病理検査、輸血検査は都の業務分担ですので、これに必要な機器・試薬も都の分担と考えてよろしいでしょうか。	(質問No318参照)
431	各検査項目ごとの想定業務量について	要求水準書	第2	6	(3)	ア	(ア)	④	想定業務量につきましては、各検査項目ごとの実施数について具体的にお示しいただけますでしょうか。	(質問No323参照)
432	検査機器スペックについて	要求水準書	第2	6	(3)	ア	(ア)	④	費用負担区分につきまして、「検体検査機器設備」は事業者の負担とされておりますが、機器のスペックをご提示願えますか。	(質問No324参照)
433	病院情報システムの仕様と開発範囲について	要求水準書	第2	6	(3)	ア	(ア)	⑤	費用負担区分につきまして、「部門コンピュータシステム(インターフェイスの開発を含む)」は事業者の負担とされておりますが、都が整備される病院情報システムにつきまして、仕様と開発範囲の公開をお願いいたします。	(質問No325参照)
434	バイキング形式の食事について	要求水準書	第2	6	(3)	ア	(イ)	③	b ii に、「必要な場合にはバイキング方式を取り入れた食事の提供」とありますが、どの病棟(看護単位)での実施を想定しておられますか。また、実施する場合の費用については通常の運営とは別に協議によると考えてよろしいでしょうか。	(質問No333参照)

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所						質問	回答
435	食事の配膳・下膳の業務分担	要求水準書	第2	6	(3)	ア	(イ)	③	a xiの下膳について、P37の医療作業業務の業務内容に食事の準備・後片付けとありますので、下膳は病室から厨房まで全て事業者側の業務となるのでしょうか。また、配膳もベッドサイドまで事業者側の業務でしょうか。	(質問No334参照)
436	食材の選択について	要求水準書	第2	6	(3)	ア	(イ)	④	食材について、仕入れ先・規格・等級に関しては事業者に一任されていると考えてよろしいでしょうか。	(質問No338参照)
437	調乳業務について	要求水準書	第2	6	(3)	ア	(イ)	④	調乳に関しまして「粉乳・経管栄養剤等の計量」がすべて事業者業務となっておりますが、治療の目的で薬品等を混合する場合には都自身で行われるという想定でも構わないでしょうか。	(質問No339参照)
438	病院情報システムの仕様と開発範囲について	要求水準書	第2	6	(3)	ア	(イ)	⑤	費用負担区分につきまして、「部門コンピュータシステム(インターフェイスの開発を含む)」は事業者の負担とされておりますが、都が整備される病院情報システムにつきまして、仕様と開発範囲の公開をお願いいたします。	(質問No325参照)
439	食材の災害時用備蓄	要求水準書	第2	6	(3)	ア	(イ)	⑤	費用項目の食材費に災害時用備蓄の購入費用は含まれますか。含まれる場合は災害時用備蓄の内容をご提示下さい。	(質問No342参照)
440	小児総合医療センターの「ア診療技術支援業務(ウ)医療作業業務」の業務コア時間帯	要求水準書	第2	6	(3)	ア	(ウ)	④	小児総合医療センターの「ア診療技術支援業務(ウ)医療作業」の業務コア時間帯が「午前8時00分から午後5時00分まで」と規定されていますが、「午前8時30分から午後5時15分まで」の誤記ではないでしょうか？(多摩広域基幹病院は「午前8時30分から」となっています。)もし2病院で別の時間帯を設定しているのであれば、その理由をお示し下さい。	(質問No353参照)
441	電子カルテ・オーダーリングなどの入力	要求水準書	第2	6	(3)	ア	(ウ)	④	電子カルテ・オーダーリングなどはすべて医師がご自身で入力されるものと考えてよろしいでしょうか。	(質問No347参照)
442	環境整備の内容	要求水準書	第2	6	(3)	ア	(ウ)	④	その他の業務内容にある「環境整備」とは具体的にどのような業務内容かをご提示下さい。	(質問No348参照)
443	定期シーツ交換時の準備、ベッドメイキング、後片づけの業務区分	要求水準書	第2	6	(3)	ア	(ウ)	④	病棟作業補助業務のうち、リネン類の整備で「定期シーツ交換時の準備、ベッドメイキング、後片づけ」が事業者の業務となっておりますが、患者様の移乗が必要な場合は、看護師の業務と考えてよろしいでしょうか。	(質問No349参照)

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所						質問	回答
444	患者の日常生活にかかわる業務の区分	要求水準書	第2	6	(3)	ア	(ウ)	④	「患者の日常生活にかかわる業務」の多くは、都が◎、事業者が○となっており、業務の区分が明確ではありません。区分を具体的に御指示いただけないでしょうか。	(質問No297参照)
445	医療機器リストの公開について	要求水準書	第2	6	(3)	ア	(エ)	④	業務量の予測をするために、現時点で医療機器の管理・保守点検業務の対象と想定されている機器のリストを公開していただけますでしょうか。	(質問No42参照)
446	現病院から引き継がれる医療機器について	要求水準書	第2	6	(3)	ア	(エ)	④	医療機器の管理・保守点検業務におきましては、現在使用中の機器を新病院に引き継がれる場合もあると予測します。現病院から新病院に引き継がれる医療機器の管理・保守点検業務は都の業務と考えてよいでしょうか。	(質問No42、19参照)
447	病院情報システムの仕様と開発範囲について	要求水準書	第2	6	(3)	ア	(エ)	⑤	費用負担区分につきまして、「部門コンピュータシステム(インターフェイスの開発を含む)」は事業者の負担とされておりますが、都が整備される病院情報システムにつきまして、仕様と開発範囲の公開をお願いいたします。	(質問No325参照)
448	災害時用備蓄物品について	要求水準書	第2	6	(3)	イ	(ア)	③	災害時用備蓄物品として管理する物品名・数量を提示ください。	災害時用備蓄としては、飲料水、粉ミルクなどの食料品を備蓄しています。
449	病院情報システムの仕様と開発範囲について	要求水準書	第2	6	(3)	イ	(ア)	⑤	費用負担区分につきまして、「部門コンピュータシステム(インターフェイスの開発を含む)」は事業者の負担とされておりますが、都が整備される病院情報システムにつきまして、仕様と開発範囲の公開をお願いいたします。	(質問No325参照)
450	中央滅菌材料室業務件数の想定業務量	要求水準書	第2	6	(3)	イ	(イ)	④	中央滅菌材料室業務件数の想定業務量について、想定件数をご提示下さい。	(質問No369参照)
451	病院情報システムの仕様と開発範囲について	要求水準書	第2	6	(3)	イ	(イ)	⑤	費用負担区分につきまして、「部門コンピュータシステム(インターフェイスの開発を含む)」は事業者の負担とされておりますが、都が整備される病院情報システムにつきまして、仕様と開発範囲の公開をお願いいたします。	(質問No325参照)
452	院内・院外洗濯の区分	要求水準書	第2	6	(3)	イ	(ウ)	③	d に「洗濯の方法について、院内・院外の区分等最適な提案を行い実施すること」とありますが、院外で行う場合はP69の業務区分表における院内洗濯を院外洗濯に置き換えて考えればよいのでしょうか。	(質問No373参照)

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所						質問	回答
453	ユニフォーム仕様について	要求水準書	第2	6	(3)	イ	(ウ)	④	「職員用診療衣の管理」は事業者の業務とされていますが、各業種ごとに必要となるユニフォームの種別、個人支給枚数について、ご提示いただけますでしょうか。	(質問No375参照)
454	院内在庫の割合	要求水準書	第2	6	(3)	イ	(ウ)	④	院内在庫の割合の提示をお願いします。	年間の予定数量を踏まえ、業務に支障のない数量を院内在庫として確保してください。小児病院の例では、タオルやおしぼりタオルなどリネン類は、1日分程度、リース物品については、寝具等が病床数の8割程度、カーテンを全体数量の5%以上を確保しています。 (質問No376参照)
455	病院情報システムの仕様と開発範囲について	要求水準書	第2	6	(3)	イ	(ウ)	⑤	費用負担区分につきまして、「部門コンピュータシステム(インターフェイスの開発を含む)」は事業者の負担とされておりますが、都が整備される病院情報システムにつきまして、仕様と開発範囲の公開をお願いいたします。	(質問No325参照)
456	リースする品目の区分	要求水準書	第2	6	(3)	イ	(ウ)	⑤	都の負担により購入する品目と事業者によりリースする品目を区分してご提示願えませんでしょうか。	(質問No378参照)
457	清拭で消毒可能なマットレスの採用について	要求水準書	第2	6	(3)	イ	(エ)	③	b i に、「適切な洗浄・消毒を行い・・・」とありますが、ベッド・マットレス共に清拭では不足でしょうか(マットレスは通気性・吸水性のないものに限定されますが)。また、P79の費用負担区分表にマットレスは都の購入となっておりますが、機能面と運営面からマットレスの提案を受け入れていただけるのでしょうか。	(質問No381参照)
458	寝具類の仕様基準について	要求水準書	第2	6	(3)	イ	(エ)	④	布団・毛布などの寝具類の仕様基準をお示しいただけるでしょうか。	(質問No382参照)
459	寝具類の洗濯・消毒頻度基準について	要求水準書	第2	6	(3)	イ	(エ)	④	寝具類の日常洗濯・消毒頻度の基準(1回/週など)をお示しください。	(質問No383参照)
460	寝具類の仕様基準について	要求水準書	第2	6	(3)	イ	(エ)	④	入院患者用寝具の季節対応(掛け布団の交換など)は事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	(質問No384参照)
461	病院情報システムの仕様と開発範囲について	要求水準書	第2	6	(3)	イ	(エ)	⑤	費用負担区分につきまして、「部門コンピュータシステム(インターフェイスの開発を含む)」は事業者の負担とされておりますが、都が整備される病院情報システムにつきまして、仕様と開発範囲の公開をお願いいたします。	(質問No325参照)

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所						質問	回答
462	ベッド・マットレスなどの補修・修繕費、劣化・破損寝具などの処理費	要求水準書	第2	6	(3)	イ	(エ)	⑤	都が購入されるベッド・マットレスなどの補修・修繕費、劣化・破損寝具などの処理費は都の負担としていただけませんか。	(質問No386参照)
463	紙カルテの量について	要求水準書	第2	6	(3)	ウ	(ア)	④	新病院でも紙カルテを併用される場合は、その総量と普段扱う紙カルテの量を提示いただけますか。	(質問No388参照)
464	紙カルテ・データの移行について	要求水準書	第2	6	(3)	ウ	(ア)	④	現病院から新病院への紙カルテ・データの移行は都の業務と考えてよろしいでしょうか。	(質問No390参照)
465	地域医療機関との連絡受付の内容について	要求水準書	第2	6	(3)	ウ	(ア)	④	業務区分表には「地域医療機関からの連絡受付」とありますが、ベッドコントロールは都業務と考えてよろしいでしょうか。	(質問No391参照)
466	業務担当者の能力・経験	要求水準書	第2	6	(3)	ウ	(エ)	③	重大な感染症患者の識別と対応手順と記載されていますが、あくまでも業務担当者に求める能力と解釈してよろしいでしょうか。感染症患者の識別については都の責任においてなされるべきものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
467	会計窓口での現金出納について	要求水準書	第2	6	(3)	ウ	(エ)	④	会計窓口では「特殊な支払い形態」以外の場合でも現金出納は行うのでしょうか。それとも自動入金機での支払いのみとお考えでしょうか。	現行の3小児病院では、会計窓口による現金出納を行っています。
468	会計窓口での現金出納について	要求水準書	第2	6	(3)	ウ	(エ)	④	「特殊な支払い形態」以外の場合でも会計窓口で現金出納を行うとすれば、事業者に委託される業務でしょうか。	現行の3小児病院では、会計窓口による現金出納は委託しています。
469	未収金の徴収について	要求水準書	第2	6	(3)	ウ	(エ)	④	業務内容において「未収金の徴収」とありますが、「督促・催告処理」が都の業務ですから、ここでの徴収とは病院での収納業務と考えてよろしいでしょうか。	(質問No395参照)
470	小児総合医療センターの「エ施設等管理業務(ア)清掃業務」の業務コア時間帯	要求水準書	第2	6	(3)	エ	(ア)	④	小児総合医療センターの「エ施設等管理業務(ア)清掃業務」の業務コア時間帯が「午前7時00分から午後5時15分まで」と規定されていますが、「午前8時30分から」の誤記ではないでしょうか。(多摩広域基幹病院は「午前8時30分から」となっています。)もし2病院で別の時間帯を設定しているのであれば、その理由をお示し下さい。	(質問No353参照)
471	特別清掃や清浄度測定及び清掃消毒の実施頻度	要求水準書	第2	6	(3)	エ	(ア)	④	特別清掃や清浄度測定及び清掃消毒について、実施頻度をご提示いただけませんか。	(質問No397参照)

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所						質問	回答
472	清掃仕様と増減方法について	要求水準書	第2	6	(3)	エ	(ア)	④	清掃方法・清掃頻度等の仕様を提案しますので、その仕様による見積りを増減の基準金額と考えていただけませんか。	(質問No398参照)
473	什器・備品について	要求水準書	第2	6	(3)	エ	(ア)	④	空欄になっていますが、いずれ何か情報を提示いただけるのでしょうか？	特に内容はございません。
474	院内一般公開範囲の設定について	要求水準書	第2	6	(3)	エ	(ウ)	①	講堂や図書室など病院内の施設を一般に開放する可能性がございましたら、開放範囲を明示していただけますでしょうか。	(質問No412参照)
475	事故、犯罪、災害など発生時の対応	要求水準書	第2	6	(3)	エ	(ウ)	④	「事故、犯罪、災害など発生時の対応」について事業者の業務区分となっていますが、責任及び権限を考えると都との共同作業になると考えますがいかがでしょうか。	(質問No418参照)
476	病院情報システムの仕様と開発範囲について	要求水準書	第2	6	(3)	エ	(ウ)	⑤	費用負担区分につきまして、「部門コンピュータシステム(インターフェイスの開発を含む)」は事業者の負担とされておりますが、都が整備される病院情報システムにつきまして、仕様と開発範囲の公開をお願いいたします。	(質問No325参照)
477	レスポンスタイム表	要求水準書	第2	6					頻繁にレスポンスタイム表が拝見できます。その中で、レスポンスタイムの復旧時間は協議により決定とありますが、これは緊急事態が発生する度に、協議をして決定するのでしょうか。事前に何らかのマニュアルを作成して一律(定義別)復旧時間を決定するのでしょうか。	事前にマニュアルを作成していただくことを想定しています。
478	利便施設運営業務の要求水準書について	要求水準書	第2						業務要求水準に、実施方針p5にある業務内容のうち、「クその他業務(ア)利便施設運営業務(売店・レストラン・理髪店等)」について触れていませんが、どこかの項目に含まれているのでしょうか、それとも要求水準書はないと理解してよろしいのでしょうか。	募集要項公表時までには要求水準書(案)を提示します。
479	要求水準書(案)構成(案)	要求水準書							特に ・要求水準書(案)第1総則 2事業の前提条件 ・第2 業務要求水準 2施設の建設業務(病院施設総論)において、各「(別紙資料による)」記載部分は具体的に何時頃お知らせいただけますか。 特に一団地申請等法的に絡むものを早めに公開、ご提示していただけないか。お知らせください。	(質問No220参照)

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所				質問	回答
480	敷地に関する資料のご提示	要求水準書					<ul style="list-style-type: none"> ・プラン作成の基本となる敷地実測図、高低測量図、真北図、地盤調査資料等敷地資料がありましたらご提示願います。 ・計画敷地面積(病院)の約53,402㎡(病院全体)と52,146㎡(病院工事利用可能部分)の差異を教えてください。法定敷地は前者(計画敷地面積(病院)の約53,402㎡)と考えてよろしいですか？ ・当該計画地において、所轄官庁や地域住民より要請・要望されている事項があればご教示下さい。 ・用途地域が第一種中高層住居専用地域と近隣商業地域となっていますがその線引きをお教えください。 ・日影規制をチェックするため、今回敷地内にある建物の高さをご教示ください。 ・上記、敷地配置図の電子データがあればご提供下さい。 	約53,402㎡(病院全体)と52,146㎡(病院工事利用可能部分)の差異は武蔵台養護学校東面に接する部分の幅狭の土地であり、病院建設業務としては利用が困難な部分です。今後、各種電子データについては出来る限り公表する予定です。
481	施設メンテナンス業務	要求水準書					施設メンテナンスについて、BTO事業であり所有権は当初移転していることから、当初の建設における瑕疵による問題と、メンテナンスの不備による問題は、分けて考えられるべきものと認識しております。この場合、どちらに問題があったかについての立証責任は、公共側・民間側のどちらにあるとお考えでしょうか。	前段についてはご理解のとおりで宜しいかと存じますが、医療提供環境(アベイラビリティ)を提供していただくという本事業における委託の趣旨から立証責任は原則として事業者側に負っていただくことを現時点では考えています。
482	病院情報システムの開発・整備業務及び運営・保守管理業務について	要求水準書					病院情報システムの開発・整備業務及び運営・保守管理業務については、現時点では要求水準が明示されておりません。東京都の病院については、一括して富士通がシステムの開発にあたっていると聞いておりますが、事業者の選考にあたってこのことが特定の事業者の有利にならないような業務の設定のされ方がなされるのでしょうか。	情報システムについては、募集要項公表までに公表予定です。後段については、特定の事業者が有利となるような業務の設定は行いません。
483	要求水準書(案)の公表						追加の要求水準書(案)の今後の公表予定はいつ頃を想定していますか？	順次、公表していく予定です。
484	資料の公表時期について						今回、公表されなかった資料(事業契約書、要求水準書、落札者決定基準、支払方法説明書、モニタリング説明書、様式集等)の具体的な公表予定日をご教示ください。	順次、公表していく予定です。
485	事業契約(案)						事業契約(案)は現在公表されていないが、いつごろ明示されますか？	順次、公表していく予定です。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答
486	様々な文書の公開について							今回の実施方針要求水準書で引用されている様々な文書は、公で市販されているものを除いて、公開もしくは明示する予定があるでしょうか(英文も含む)。 実施方針P3「多摩地域における小児医療体制検討会」 運營業務水準書(基幹病院・小児病院) 提示資料4 P2他 MTI、CAP、POCTの定義 提示資料4 P98他 CDCガイドライン 提示資料4 P116他「都立病院医療救護活動マニュアル」	MTI、CAP、POCTにつきましては、用語集として簡単に定義し、「都立病院医療救護活動マニュアル」は提示いたします。 CDCガイドラインは各自で入手していただきますようお願いいたします。
487	周辺地域に関する質問							バス路線・停留所について、ルート位置の変更等について制約はありますでしょうか。	現況バス運行ルートとの切り替えが出来れば結構です。
488	組織図について							事業者側の体制づくりの参考としますので、多摩広域基幹病院及び小児総合医療センターの予定組織図をご提示願えませんでしょうか。	(質問No61参照)
489	各部門職員数について							多摩広域基幹病院及び小児総合医療センターに配置予定の各部門の都職員数をご提示願えませんでしょうか。	(質問No61参照)
490	未公表の要求水準書案及び事業契約案について							未公表の要求水準書案及び事業契約案について、大凡で結構ですので、夫々の公表予定次期をお教え下さい。	順次、公表していく予定です。
491	実施方針説明会について							説明会への参加企業名は公表して頂けるのでしょうか。	説明会参加企業名の公表は考えておりません。
492	現4病院に係る業務受託企業について							現4病院に係る業務受託企業について、過去3年間の業務委託企業のリスト、又は債権者リストを金額を含めご開示願えますか。	個々の入札経過(検索又は閲覧時から、概ね15ヶ月前までは可能)について、建物維持管理・洗濯業務等の財務局契約については、財務局ホームページや閲覧コーナー(契約第二課)で、またそれ以外の病院契約については、各々の病院において確認できます。

No	質問事項(タイトル)	資料種別	該当箇所					質問	回答
493	病院の意志決定							今回のPFIの対象となる病院の意志決定について、東京都病院経営本部、各病院院長、各病院スタッフ、各病院事務局、がどのような決定権限を持っているのかをお示し下さい。 例えば、診療科の設定、医療スタッフの数の設定、医療機器の選定、医薬品や診療材料の決定、給食メニュー、等々、それぞれに決定権限者が誰(個人名ではなく役職)になるのか、病院としての統一感のある意志決定プロセスはどのようになされるのかについては、募集要項の段階で開示して頂けるのでしょうか。	(質問No62参照)
494	施設整備方針について							分教室の設置及び家族宿泊施設の整備とあるが、これらは東京都による運営となり、PFI事業の範囲外であるとの解釈で良いか。	分教室については、建設業務と清掃などの施設等維持管理を本PFI事業の範囲とします。また、家族宿泊施設については、建設業務を同範囲とします。
495	主な医療機能について							キャリアオーバー医療の内容は具体的にどのようなものか。	「多摩広域基幹病院(府中病院)及び小児総合医療センターの整備について」P24に記載しています。
496	医療サービスの向上について							ドクターカーの運営は東京都が請け負うのか。職務住宅及び宿泊施設についてはどうか。PFI事業範囲外であるとの解釈で良いか。	①ドクターカーの運営については、PFI事業範囲です。 ②職務住宅及び宿泊施設については、建設業務がPFI事業の範囲です。
497	医療連携の強化							「広域基幹病院のネットワーク協議会」の設立予定年月日はいつ頃の予定となっているか。SPCの参加は可能か、それとも不可能か。議会のメンバー構成はどのような予定となっているか。協議会の議事録は一般に開示される予定か。	①設立時期については、地域連携への取り組みを踏まえながら、調整していきます。 ②SPCの参加については、今後検討していきます。 ③(質問No127参照) ④東京都情報公開条例に基づき、開示するかどうかの判断を行っていきます。
498	病院システムについて							「新病院情報システムを活用した経営改善」とあるが、情報システムとは具体的にどのようなものか。	①電子カルテシステム ②医事会計システム ③看護支援システム ④経営管理システム などの複数システムが有機的に統合化されたパッケージソフトウェアを利用する新しい基幹業務システムです。(No325参照)